

第28回

町村監査委員に関する実態調査集計表

令和3年4月1日現在

熊本県町村議会議長会
熊本県町村監査委員協議会

目 次

1	監査委員調	2
2	監査委員補助職員調	6
3	監査委員費調（令和3年度当初予算）	8
4	監査委員報酬・費用弁償調（令和3年度当初予算）	10
5	令和3年度監査所要日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	14
	(1)監査所要日数総括表	14
	(2)監査所要日数詳解	18
6	監査委員活動日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	22
7	識見監査委員の各定例会本会議（令和2年度）への出席状況等調	22
8	監査基準等制定の有無、監査年間計画作成等調	25
9	議会、住民に対する監査結果の報告方法調	27
10	議選監査委員の人選方法調（令和3年4月1日在職者）	29
11	令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査の概況調	30
12	令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調	34
13	令和2年度監査活動実績調（令和2年4月～令和3年3月）	40
14	令和2年度監査計画と実績	46
15	監査指摘事項の履行確保のための措置調	47
16	定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況 （令和2年4月1日～令和3年3月31日）	48
17	地方自治第199条第10項の意見提出の事例 （令和2年4月1日～令和3年3月31日）	60
18	行政監査（地方自治第199条第2項）の事例 （令和2年4月1日～令和3年3月31日）	62
19	特別監査の事例（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	63
20	金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況	64
21	例月出納検査に関する調	66
22	外部監査に関する調	68
23	令和2年度先進地調査の実施状況	68
24	監査手続に関する調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	68
25	監査専門委員に関する調（法200条の2）	68
26	内部統制に関する調（法150条の2）	68
27	議会による権利放棄に関する調（法242条の10）	68
28	免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調	69
29	新型コロナウイルス感染症の対応（任意回答）	69

1. 監査委員調

郡名	町 村 名	識 見				
		氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業
下益城郡	美里町	遠山 史朗	71	30. 2. 1 4. 1.31	7.3	農 林 業
玉名郡	玉東町	一瀬 二彌	76	29.10. 1 3. 9.30	11.7	会 社 役 職 員
	和水町	有働 德行	69	30. 3. 9 4. 3. 8	3.2	無 職
	南関町	繁松 哲也	74	2.10. 1 6. 9.30	4.7	農 林 業
	長洲町	高本 茂実	70	1. 5.20 5. 5.19	2.0	無 職
菊池郡	大津町	今村 昭彦	68	3. 4. 1 7. 3.31	0.1	無 職
	菊陽町	橋本 輝也	68	30. 6.17 4. 6.16	2.11	会 社 役 職 員
阿蘇郡	南小国町	石橋 正寿	59	3. 4. 1 7. 3.31	0.1	農 林 業
	小国町	古賀 尚年	66	1. 6.10 5. 6. 9	1.11	無 職
	産山村	吉野 文夫	68	1. 6.13 5. 6.12	1.11	農 林 業
	高森町	古庄 良一	67	30. 5. 1 4. 4.30	3.0	無 職
	南阿蘇村	吉里 啓文	63	3. 4. 1 7. 3.31	0.1	住 職
	西原村	河上 勝彦	69	3. 4. 1 7. 3.31	8.1	無 職
上益城郡	御船町	吉川 勲	71	31. 4.12 5. 4.11	2.1	無 職
	嘉島町	蜂屋 誠	67	30.12.11 4.12.10	2.5	無 職
	益城町	戸塚 誠司	69	30.12.23 4.12.22	2.5	会 社 役 職 員
	甲佐町	豊永康 法	70	1. 7. 8 5. 7. 7	1.10	農 林 業
	山都町	志賀 美枝子	73	3. 3.29 7. 3.28	4.2	無 職
八代郡	氷川町	島田 博行	73	30. 4. 1 4. 3.31	3.1	無 職
葦北郡	芦北町	井川 良一	69	30.12.11 4.12.10	2.5	農 林 業
	津奈木町	竹 永 正	71	31. 4. 1 5. 3.31	6.1	無 職

(令和3年4月1日現在)

		議 選				
公務員歴	常勤	氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業
		坂 田 竜 義	69	30. 5. 2 4. 4.30	3.0	団 体 役 職 員
		吉 住 貞 夫	71	1. 5. 8 5. 4.29	14.0	会 社 役 職 員
		松 村 慶 次	71	30. 4.24 4. 4.15	3.1	会 社 役 職 員
		打 越 潤 一	71	30. 3. 5 4. 2.25	7.2	農 林 業
		福 永 栄 助	70	29.10.30 3.10.19	5.1	無 職
県 職 員		佐 藤 真 二	58	3. 3. 1 7. 2.28	0.2	無 職
県 職 員		那 須 眞 理 子	70	1. 5.10 5. 5. 1	2.0	農 林 業
阿蘇広域行政事務組合 消 防 本 部		井 野 和 哉	56	1. 5. 8 5. 4.30	2.0	農 林 業
		大 塚 英 博	69	1. 5.10 5. 4.30	2.0	会 社 役 職 員
総 務 課 長		城 本 俊 成	60	1. 5. 6 5. 5. 5	2.0	農 林 業
議会事務局長		立 山 広 滋	62	1. 5. 8 5. 4.29	2.0	会 社 役 職 員
農 政 課 長		橋 本 功	73	3. 3.19 7. 3. 5	0.2	無 職
総 務 課 長		西 口 義 充	69	2. 9.25 6. 9.24	4.8	土 木 建 築 業
税 務 課 長		岩 永 宏 介	69	1. 5.10 5. 4.29	2.0	無 職
総 務 課 長		春 日 堅 一	55	31. 3.14 5. 2.28	2.2	土 木 建 築 業
県 職 員		中 村 健 二	72	1. 5.14 5. 4.29	2.0	賃 貸 業
県 職 員		森 田 精 子	68	31. 3. 1 5. 2.28	2.2	無 職
会 計 係 長		藤 川 多 美	65	29.11. 8 3.10.31	3.6	農 林 業
郵 政 局		長 尾 憲 二 郎	72	29.11. 6 3.11. 5	3.6	無 職
総 務 課 長		古 村 逸 男	76	30. 4. 6 4. 3.31	11.1	無 職
郵 便 局		村 上 義 廣	68	1. 5.12 5. 4.30	6.0	無 職

1. 監査委員調

郡名	町 村 名	識 見				
		氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業
球磨郡	錦 町	古 里 道 明	70	1. 8. 5 5. 8. 4	9.9	農 林 業
	あさぎり町	園 田 孝 幸	62	1. 7.17 5. 7.16	1.10	税 理 士
	多良木町	山 崎 信 治	61	2.12.25 6.12.24	0.5	無 職
	湯 前 町	堀 江 尚 司	67	2.12. 1 6.11.30	0.5	税 理 士
	水 上 村	九 万 田 勝 志	55	1. 8.21 5. 8.20	1.9	税 理 士
	相 良 村	渡 邊 法 光	66	1. 6.15 5. 6.14	5.11	農 林 業
	五 木 村	牛 草 敏 憲	72	29. 5. 8 3. 5. 7	8.0	税 理 士
	山 江 村	木 下 久 人	67	30. 9. 9 4. 9. 8	6.8	農 林 業
	球 磨 村	日 隠 啓 一	69	1. 9.28 5. 9.27	1.8	農 林 業
天草郡	苓 北 町	登 本 玄 一	74	2. 4. 1 6. 3.31	9.1	無 職

(注)

- 1 年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢を回答。
- 2 在職年数は、監査委員としての在職年数(通算)を回答。(令和3年4月1日も1か月在職として算入)
- 3 職業別分類は、右の分類表の区分により回答。
- 4 公務員歴には、監査委員に就任する以前に一般職、特別職に就いていた場合の最終職名を回答。兼任していた場合は、主たる職を回答。
- 5 4月1日現在欠員の場合は、在職年数欄に「4/1現在欠員」と回答し、その他の欄は4月1日以降の新任者についてすべて回答。

(令和3年4月1日現在)

		議 選				
公務員歴	常勤	氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業
総務課長		上 村 辰 夫	68	31. 4. 26 5. 4. 25	2.1	農 林 業
税 務 署		加 賀 山 瑞 津 子	59	2. 5. 8 6. 4. 30	1.0	無 職
税 務 署		坂 口 幸 法	60	1. 5. 13 5. 4. 30	2.0	商 業
		吉 田 精 二	61	2. 12. 1 6. 11. 25	0.5	行 政 書 士
税 務 署		山 崎 隆 浩	51	1. 5. 10 5. 4. 30	2.0	商 業
保健福祉課長		小 善 満 子	81	29. 5. 9 3. 4. 30	4.0	無 職
税 務 署		中 村 俊 也	62	29. 8. 4 3. 8. 3	3.9	商 業
農業委員会 事務局長		西 孝 恒	72	1. 5. 8 5. 4. 29	2.0	農 林 業
住民福祉課長		小 川 俊 治	73	30. 5. 5 4. 5. 4	3.0	農 林 業
郵 便 局		野 崎 幸 洋	58	31. 2. 5 5. 2. 4	2.3	サービス業

◎職業別分類表

職業別分類はおおむね次の区分により回答。

- 農林業・・・農業、林業、狩猟業等
- 水産業・・・漁業、水産養殖業等
- 商業・・・各種卸小売業、飲食店業、金融・保険業、不動産業等
- 工業・・・各種製造業、出版・印刷業等
- 土木建築業・・・各種土木建設、設備工事等
- 鉱業・・・石炭・亜鉛・金属等各種鉱業、採石・じゃり採取業等
- サービス業・・・旅館、理容、浴場、各種娯楽施設、各種修理業等
- 運輸通信業等・・・各種運送業、倉庫業等
- ※以上の8業種は、個人自営の場合について回答。
- 会社役職員・・・会社役員、会社勤務者(会社の業種にかかわらず)
- 団体役職員・・・政党・経済団体(農協、漁協等)文化団体等の役員、職員等
- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 無職
- ※以上の各業種に当てはまらない業種、分類不能の業種については具体的に職業名を回答。

2. 監査委員補助職員調

(令和3年4月1日現在)

郡名	町 村 名	職員定数 (条例)		氏 名	在職 期間	専 任	兼 任				事務局設置			事務局の 共同設置
		専任	兼任				専任 職名	所属課名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	
下益城郡	美里町		2	倉田辰実	3.1		局長	議会事務局		2				
				野田まや	0.1		書記	議会事務局						
玉名郡	玉東町	1		早道俊輝	6.1		局長	議会事務局		1				
	和水町		2	有働和明	0.1		局長	議会事務局		2				
				西原利沙	1.1		参事	議会事務局						
				笠輝博	5.1	会計年度 任用職員								
	南関町		1	橋本清孝	2.1		局長	議会事務局		1				
	長洲町	2		嶋村理子	4.1	局長					○			
菊池郡	大津町	1		荒木啓一	0.3		局長	議会事務局		2				
				府内淳貴	2.1		書記	議会事務局						
				大塚知里	2.1	書記								
	菊陽町	1		山川真喜子	6.1		係長	議会事務局		2				
				吉本香奈	1.1		参事	議会事務局						
阿蘇郡	南小国町		2	河本孝博	2.1		局長	議会事務局		2				
				室原明子	4.1	会計年度 任用職員		議会事務局						
	小国町		2	藤木一也	3.1		局長	議会事務局		2	○			
				中島こず恵	3.4		係長	議会事務局						
	産山村		1	佐伯博也	2.1		局長	議会事務局		1				
	高森町		2	村嶋立章	1.1		局長	議会事務局		2	○			
				今村親助	0.1		次長	議会事務局						
	南阿蘇村		3	今村了介	2.1		局長	議会事務局		2	○			
				佐藤桂輔	0.1		主幹	議会事務局						
	西原村		2	米口三喜男	2.1		局長	議会事務局		2				
				小田楓夕香	0.1		書記	議会事務局						

2. 監査委員補助職員調

(令和3年4月1日現在)

郡名	町 村 名	職員定数 (条例)		氏 名	在職 期間	専 任	兼 任				事務局設置			事務局の 共同設置
		専任	兼任				専任 職 名	所 属 課 名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	
上 益 城 郡	御 船 町			本 田 隆 裕	2.1		局 長	議会事務局		3				
				細 木 康 伸	0.1		次 長	議会事務局						
				粟 戸 宝 子	2.1		主 事	議会事務局						
	嘉 島 町	2	石 阪 浩	4.1		局 長	議会事務局		2					
			山 田 美 沙	0.1		主 事	議会事務局							
	益 城 町	1	金 原 雅 紀	0.1		局 長	議会事務局		1					
			松 田 優 志	3.1	書 記									
	甲 佐 町		北 畑 公 孝	1.1		局 長	議会事務局		2					
			後 藤 理 恵 子	0.1		書 記	議会事務局							
	山 都 町	1	坂 本 靖 也	2.1		局 長	議会事務局	1	1					
宮 崎 馨			0.1		主 査	議会事務局								
八代郡	氷 川 町		2	平 山 早 苗	6.1		局 長	議会事務局		2				
				小 田 尊 之	1.1		書 記	議会事務局						
葦 北 郡	芦 北 町		1	福 田 貴 司	5.1		局 長	議会事務局		3	○			
				窪 田 和 彦	0.1		次 長	議会事務局						
				宮 本 清 美	5.1		書 記	議会事務局						
	津奈木町		1	山 下 浩 一	1.1		局 長	議会事務局		1				
球 磨 郡	錦 町		2	上 野 陽 一	3.1		局 長	議会事務局		2	○			
				山 本 幸 子	1.1		書 記	議会事務局						
	あさぎり町		3	山 本 祐 二	0.1		局 長	議会事務局		3				
				丸 山 修 一	2.1		課長補佐	議会事務局						
				皆 越 千 恵 美	4.1		主 幹	議会事務局						
	多良木町		3	村 山 朋 美	0.1		係 長	議会事務局	1					
	湯 前 町		2	西 村 洋 一	6.10		局 長	議会事務局		2				
				勘 米 良 康 隆	2.1		主 事	議会事務局						
	水 上 村		1	杉 野 貴 文	2.9		局 長	議会事務局		1				
	相 良 村		1	和 田 耕	1.1		局 長	議会事務局	1	1	○			
				高 山 沙 織	0.1		書 記	議会事務局						
	五 木 村			土 肥 整 二	1.1		局 長	議会事務局		1				
	山 江 村	1		山 口 明	0.1		局 長	議会事務局		1				
球 磨 村		1	蔵 谷 健	0.1		局 長	議会事務局		1					
天 草 郡	苓 北 町		2	龍 岡 学	4.1		局 長	議会事務局		2	○			
				田 中 め ぐ み	2.1		書 記	議会事務局						
合 計		7 町村	21 町村	57人		4 町村	30 町村	議会事務局 30町村 53人	3 町村	29 町村	8 町村	0 町村	0 町村	0 町村
		8 人	38 人			4 人	53 人		3 人	50 人				

3. 監査委員費調 (令和3年度当初予算)

郡名	町村名	報酬	職員給与費 (給料、職員手当等、 共済費の合計)	旅費	需用費	役務費	使用料 及び 賃借料
下城 益郡	美里町	466	79	354	10	4	5
玉 名 郡	玉東町	576		323	20	1	3
	和水町	1,385		370	25		
	南関町	936		281	13		
	長洲町	1,641	8,549	372	48		
菊池 郡	大津町	1,151	6,216	543	91		
	菊陽町	696	37	498	24		
阿 蘇 郡	南小国町	560		455	153		
	小国町	530		500	56	3	10
	産山村	360		300	40		
	高森町	661		332	168		3
	南阿蘇村	530		431	243		
	西原村	395		463	32		5
上 益 城 郡	御船町	1,133		365	324		2
	嘉島町	872		578	15		
	益城町	1,176	6,772	681	69		
	甲佐町	733		419	5		
	山都町	995	7,510	611	34		
八代 郡	氷川町	707		306	9		
葦北 郡	芦北町	786		379	21		4
	津奈木町	622		529	5		3
球 磨 郡	錦町	675		374	20		
	あさぎり町	1,217	17	415	38		
	多良木町	1,206	8,511	552	60		29
	湯前町	637		425	53		3
	水上村	534		540	197		67
	相良村	782	5,266	376	8		
	五木村	720		401	326	30	3
	山江村	481		381	93		20
	球磨村	457		265	13		
天草 郡	苓北町	658		297	56	2	
町村数		31	9	31	31	5	13
合計		24,278	42,957	13,116	2,269	40	157
平均		783.2	4,773.0	423.1	73.2	8.0	12.1

(単位：千円)

備品 購入費	負担金・補助 及 交付金	その他	具体名	計 (A)	令和2年度 最終予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	町村名
	54			972	562	410	美里町
	124			1,047	1,046	1	玉東町
	124			1,904	1,904	0	和水町
	124			1,354	1,301	53	南関町
	124			10,734	10,438	296	長洲町
	54			8,055	7,208	847	大津町
	54			1,309	1,307	2	菊陽町
	104			1,272	793	479	南小国町
	264			1,363	1,429	△ 66	小国町
	104			804	604	200	産山村
	54			1,218	820	398	高森町
	104			1,308	1,308	0	南阿蘇村
	110			1,005	717	288	西原村
	106			1,930	1,932	△ 2	御船町
	75			1,540	1,070	470	嘉島町
	75			8,773	8,668	105	益城町
	75			1,232	937	295	甲佐町
	84			9,234	9,072	162	山都町
	74			1,096	747	349	氷川町
	54			1,244	1,232	12	芦北町
	74			1,233	1,227	6	津奈木町
	112			1,181	575	606	錦町
	64			1,751	1,481	270	あさぎり町
	109			10,467	10,280	187	多良木町
	64			1,182	676	506	湯前町
	64			1,402	1,462	△ 60	水上村
	96			6,528	6,165	363	相良村
	82			1,562	1,564	△ 2	五木村
	64			1,039	644	395	山江村
	64			799	866	△ 67	球磨村
	58			1,071	1,278	△ 207	苓北町
0	31		0	31	31	31	町村数
0	2,792		0	85,609	79,313	6,296	合計
-	90.1		-	2,761.6	2,558.5	203	平均

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和3年度当初予算)

郡名	町村名	報酬					
		代 表			議 選		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
下益城郡	美里町	270,000			196,000		
玉名郡	玉東町		(会議時間が4時間未満の場合は半額)	7,500		(会議時間が4時間未満の場合は半額)	6,900
	和水町			7,500			6,900
	南関町			7,500			6,900
	長洲町			7,500			6,900
菊池郡	大津町			7,100			7,100
	菊陽町			7,100			7,100
阿蘇郡	南小国町			6,000			5,200
	小国町	300,000			230,000		
	産山村	200,000			160,000		
	高森町			6,400	213,000		
	南阿蘇村	300,000			230,000		
	西原村	230,000			165,000		
上益城郡	御船町			7,300			7,100
	嘉島町			6,600			6,600
	益城町			7,400			7,100

(単位：円)

費			用			弁			償		
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)					
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
	1日2,100 半日1,050		37/km 他実費	1日2,400 半日1,200 (半日は往復20km 未満の地域)	11,800	37/km 他実費	1日2,400 半日1,200	甲 13,100 乙 11,800			
	1,100		37/km または実費	2,200	9,800	37/km または実費	2,200	甲10,900 乙 9,800			
	1,000		37/km	2,200 (荒尾玉名地域 及び山鹿地域は 定額の2分の1)	9,800	37/km	2,200	甲 10,900 乙 9,800			
37/km	600		37/km	1,800		37/km	1,800	甲 11,100 乙 10,000			
	500		37/km	管内 1,100 管外 2,200	9,800	37/km	甲 3,000 乙 2,200	甲 10,900 乙 9,800			
	2,200		37円/km または実費	2,200	10,900	37円/km または実費	2,200	10,900			
	2,200		37円/km	2,200	10,900	37円/km	2,200	10,900			
	1,000		35/km	1,000	10,000	35/km	1,000	12,000			
30/km	2,000	10,000	30/km	2,000 (国民の祝日に関 する法律(昭和23 年法律第178号) に規定する休日並 びに土曜日、日曜 日並びに1月2日、 3日、12月29日、 30日及び31日に、 熊本市以遠の地に 日帰り出張をする 場合の日当は、 10割増とする。)	10,000	30/km	2,000 (九州以外 (沖縄県を除く)に 航空機を利用する場 合に支給。 国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律 第178号)に規定する 休日並びに土曜日、 日曜日並びに1月2 日、3日、12月29日、 30日及び31日に、日 帰り出張をする場 合の日当は、 10割増とする。)	12,000			
30/km	1,000		30/km	1,000	10,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)	30円/km	1,000	12,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)			
			37/km	1,000 (阿蘇郡市内全域、 大津町、山都町は 支給なし)	11,000	実費	2,400 (大分県竹田市、宮崎県 高千穂町は支給なし)	12,000			
	2,000		30/km	2,500	10,000	実費 (バック航空券の 算出法はバック料金 から8,000円を控除 した額を航空運賃の 額とみなす)	2,500	12,000			
	2,200		37/km または実費	2,200	11,000	37/km または実費	2,200	12,000			
37/km			37/km	1,900 (宿泊を伴う 場合のみ)	12,000	37/km	1,900 (宿泊を伴う 場合のみ)	甲 13,000 乙 12,000			
	2,200		37/km	2,200	13,000	37/km	2,200	甲 14,000 乙 13,000			
	2,200		37/km	2,200	12,000	条例による	2,200	甲 13,000 乙 12,000			

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和3年度当初予算)

郡名	町 村 名	報 酬			代 表		
		議 選			議 選		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
上益城郡	甲 佐 町			7,000			6,800
	山 都 町			7,000			6,900
八代郡	氷 川 町			7,800			6,300
葦北郡	芦 北 町			7,900			6,100
	津奈木町			8,800			6,000
球磨郡	錦 町			6,800			5,800
	あさぎり町			12,000			5,800
	多良木町			12,000			6,000
	湯 前 町			12,000			5,300
	水 上 村			12,000			5,800
	相 良 村			7,000			5,400
	五 木 村			12,000			6,000
	山 江 村			6,800			5,800
	球 磨 村			7,000			6,000
天草郡	苓 北 町		(半日4,500)	8,400		(半日4,000)	7,400
町 村 数		5町村		26町村	6町村		25町村
平 均		260,000		8,169	199,000		6,368
最 高		300,000		12,000	230,000		7,400
最 低		200,000		6,000	160,000		5,200

(単位：円)

費 用 弁 償								
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)		
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
	1,500 費用弁償一律		37/km または実費	1,500	12,000	37/km または実費	1,500	甲13,000 乙12,000
37円/km (片道2km以上 で支給)	1,100		37円/km (上益城郡内、 美里町、高森町 へは 1,100)	2,200	12,000	37円/km (宮崎県 五ヶ瀬町へは1,100)	2,200	甲 13,000 乙 12,000
	950		37/km	1,150		37/km	2,300	甲 11,900 乙 10,800
37/km	500		37/km	1,100	11,800	37/km	2,200	甲 13,100 乙 11,800
(公用車使用の場合 1,000円支給)	500		37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900	37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900
37/km	1,000		37/km	1,000	10,000	37/km	1,000	13,000
37/km	1,100		37/km	2,200	10,000		2,200	12,000 東京都及び 政令指定都市 13,000
37/km	1,500	7,000	37/km	1,500	12,000	37/km	九州 1,500 九州外 2,000	九州 13,000 九州外 14,000
	1,600		実費 (球磨地域 振興局管外は 1,500円、 熊本市は 3,000円を 加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (10,000円を 上限とする)	実費 (県庁所在地 3,000円 東京都及び 政令指定都市 5,000円 を加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (東京都及び 政令指定都市 14,000円を 上限とする その他 12,000円を 上限とする)
実費	1,700	実費	実費	1,800	10,000	実費	1,800	12,000 (東京都は 14,000円)
	1,200	5,000	20/km	1,200	10,000	20/km	1,200	12,000
			30/km または実費 (原則公用車 使用)	1,500～ 2,100	10,000	30/km または実費 (原則公用車 使用)	2,500～ 3,100	12,000
	1,700		30/km	2,000	11,000	30/km	2,200	13,000
37/km	1,000	6,000	37/km	1,000	10,000	37/km	1,000	12,000
	1,000		37/km	2,000	10,300	37/km	2,000	甲 11,500 乙 10,300

5. 令和2年度監査所要日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(1) 監査所要日数総括表

郡 名	町村名	一 般 監 査								出 納 検 査				特 別 監 査							
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例 月		随 時		直接請求		議会要求		請願措置		長の要求	
		回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数
下 益 城 郡	美里町	1	10			2	2			12	12										
玉 名 郡	玉東町	1	11			1	4			12	12										
	和水町	1	12			1	2	1	12	12	24										
	南関町	2	22			1	2			12	14										
	長洲町	2	42			2	4			12	36										
菊 池 郡	大津町	1	20			1	1			12	14										
	菊陽町	1	14							12	12										
阿 蘇 郡	南小国町	1	6	1	16	1	5			12	12										
	小国町	1	10			1	4			12	12										
	産山村	1	1	1	1	1	1			12	12										
	高森町	3	10			1	1			12	12										
	南阿蘇村	1	4							12	12										
	西原村	1	6	2	2	1	1			12	12										
上 益 城 郡	御船町	1	11			2	2	1	11	12	26										
	嘉島町	1	16	1	11	1	1			12	12										
	益城町	1	8					1	8	12	26										
	甲佐町	1	7							12	24										
	山都町	1	13			1	2			12	15										
八 代 郡	氷川町	1	6	1	5	1	4			12	12										

		決 算 査		財政健全化による審査		指定金融機関		基金運用状況		住民生活		職員の賠償責任		その他		合 計			町村名	郡 名
共同設置 機 関		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	回数	件数	日数		
		8	8	8	1			1	1					1	1	15	18	35	美里町	下益城郡
		8	3	8	1			15	1							14	31	32	玉東町	玉名郡
		10	6	6	6											15	16	62	和水町	
		7	8	7	2			1	1							15	15	49	南関町	
		6	9	6	2			11	1							16	23	94	長洲町	
		8	15	8	1			1	1							14	17	52	大津町	菊池郡
		7	12	7	1			1	1							13	15	40	菊陽町	
		8	6	5	1			18	12							15	31	58	南小国町	阿蘇郡
		9	12	6	1			2	1							14	17	40	小国町	
		7	4	7	1			12	12							15	26	32	産山村	
		7	9	7	1			16	5							16	30	38	高森町	
		9	5	4	1											13	13	22	南阿蘇村	
		6	8	6	1			4	13							16	16	43	西原村	
		8	11	8	1									2	2	16	18	64	御船町	上益城郡
		7	14	7	1			1	1							15	15	56	嘉島町	
		7	8	7	1			15	1							14	29	52	益城町	
		5	8	5	1											13	10	40	甲佐町	
		8	9	8	1			14	1							14	30	41	山都町	
		6	6	1	1			12	1							15	19	35	氷川町	

5. 令和2年度監査所要日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（1） 監査所要日数総括表

郡 名	町村名	一 般 監 査								出 納 検 査				特 別 監 査							
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例 月		随 時		直接請求		議会要求		請願措置		長の要求	
		回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数
葦 北 郡	芦 北 町	1	18							12	12										
	津奈木町	1	9							12	12										
球 磨 郡	錦 町	1	4	1	1	1	1			12	19										
	あさぎり町	1	11			1	1			12	24										
	多良木町	1	10			1	2			12	24										
	湯 前 町	1	4							12	14										
	水 上 村	1	4							12	12										
	相 良 村	1	5	1	2	1	1			12	24										
	五 木 村	1	1							12	12										
	山 江 村	1	3							12	16										
	球 磨 村	1	5	1	2	1	1			12	12										
天 草 郡	苓 北 町	1	5	2	2	1	1			12	12										
町 村 数		31	31	9	9	21	21	3	3	31	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平 均		1.1	9.9	1.2	4.7	1.1	2.0	1.0	10.3	12.0	16.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最多・最長		3	42	2	16	2	5	1	12	12	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最少・最短		1	1	1	1	1	1	1	8	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）

- 1 各項目を同時に行った場合でも、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 各項目の監査所要日数は1日以上として回答。（例えば、監査を半日行った場合でも1日とする。）
- 3 定期監査の回数は、実施時期の回数ではなく、監査対象を全て行った場合を1回とする。
- 4 財政的援助団体等の監査の回数は、団体や事業の数ではなく実施時期の回数を回答。
- 5 随時検査は、制度としてはないが、実際に行った場合、回答。

共同設置 機 関	決 算 審 査		財政健全化 法による 審 査		指 定 金 関 融 機 関		基 金 運 用 状 況		住 民 請 求		職 員 の 賠 償 責 任		そ の 他		合 計			町村名	郡 名
	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	回 数	件 数	日 数		
			10	6	10	1			1	1					13	21	38	芦 北 町	葦 北 郡
			7	12	7	1									13	14	34	津 奈 木 町	
			6	9	3	3									15	9	37	錦 町	球 磨 郡
			8	11	4	1			13	1	1	6			14	26	55	あさぎり町	
			8	8	8	1			3	1					14	19	46	多 良 木 町	
			6	4	3	1			1	1					13	10	24	湯 前 町	
			9	4	9	1									13	18	21	水 上 村	
			6	10	3	1			11	1					15	20	44	相 良 村	
			10	9	3	1			16	2					13	29	25	五 木 村	
			8	7	3	1			1	1					13	12	28	山 江 村	
			5	6	2	1			12	1					15	19	28	球 磨 村	
			11	3	6	1									16	17	24	苓 北 町	
0	0	31	31	31	31	0	0	23	23	1	1	0	0	2	2	31	31	31	町村数
-	-	7.6	8.1	5.9	1.3	-	-	7.9	2.7	1.0	6.0	-	-	1.5	1.5	14.4	19.5	41.6	平均
0	0	11	15	10	6	0	0	18	13	1	6	0	0	2	2	16	31	94	最多・最長
0	0	5	3	1	1	0	0	1	1	1	6	0	0	1	1	13	9	21	最小・最短

6 決算審査の件数は、審査した決算の合計件数を回答。

7 財政健全化法による審査の件数は、審査した会計の数を回答。

(2) 監査所要日数詳解(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡 名	町 村 名	例 月 出 納 検 査							定 期			
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 月 日 数	証 拠 書 類 の 検 査	調 書 の 様 式		年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施	
						(様式の決定者)			無			
						監査委員	会計管理者					
下 益 城 郡	美 里 町	12	1.0	1	○		○		10	○		○
玉 名 郡	玉 東 町	12	1.0	1	○		○		11	○		○
	和 水 町	24	2.0	2	○	○			12		○	○
	南 関 町	14	1.2	2	○		○		22		○	○
	長 洲 町	36	3.0	3	○	○			42		○	○
菊 池 郡	大 津 町	14	1.2	2	○	○			20		○	○
	菊 陽 町	12	1.0	1	○		○		14	○		
阿 蘇 郡	南小国町	12	1.0	1	○		○		6	○		○
	小 国 町	12	1.0	1	○	○			10		○	○
	産 山 村	12	1.0	1	○		○		1	○		○
	高 森 町	12	1.0	1	○	○			10		○	○
	南阿蘇村	12	1.0	1	○			○	4	○		○
	西 原 村	12	1.0	1	○		○		6	○		○
上 益 城 郡	御 船 町	26	2.2	3	○		○		11		○	○
	嘉 島 町	12	1.0	1	○	○			16		○	○
	益 城 町	26	2.2	3	○		○		8		○	○

監 査				決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名
結 果	調 書 の 様 式			一般・特別会計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数	
部課一部のみ実施	(様式の決定者)		無	件 数	日 数	件 数	日 数				
	監査委員	会計管理者									
		○		8	8			2	2	2	美 里 町
	○			8	3			1	5	4	玉 東 町
	○			10	6	1	1	1	5	2	和 水 町
	○			7	8			1	6	2	南 関 町
	○			4	6	2	7	2	2	4	長 洲 町
	○			7	14	1	1	1	1	1	大 津 町
○	○			6	12	1	1				菊 陽 町
	○			8	6			1	13	5	南小国町
	○			8	11	1	1	1	9	4	小 国 町
	○			7	4			1	1	1	産 山 村
	○			7	9			1	4	1	高 森 町
			○	8	5	1	1				南阿蘇村
	○			5	8	1	1	1	1	1	西 原 村
	○			7	10	1	1	2	2	2	御 船 町
	○			7	14			1	2	1	嘉 島 町
	○			6	8	1	1				益 城 町

(2) 監査所要日数詳解(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡 名	町 村 名	例 月 出 納 検 査							定 期			
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 月 日 数	証拠書類 の検査	調 書 の 様 式		無	年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施
						(様式の決定者)						
						監査委員	会計管理者					
上 益 城 郡	甲 佐 町	24	2.0	2	○	○			7	○		○
	山 都 町	15	1.3	2	○		○		13		○	○
八 代 郡	氷 川 町	12	1.0	1	○		○		6	○		○
葦 北 郡	芦 北 町	12	1.0	1	○	○			18		○	○
	津奈木町	12	1.0	1	○		○		9	○		○
球 磨 郡	錦 町	19	1.6	2	○	○			4	○		○
	あさぎり町	24	2.0	2	○		○		11	○		○
	多良木町	24	2.0	2	○		○		10		○	○
	湯 前 町	14	1.2	2	○			○	4	○		○
	水 上 村	12	1.0	1	○		○		4	○		○
	相 良 村	24	2.0	2	○		○		5	○		○
	五 木 村	12	1.0	1	○		○		1	○		
	山 江 村	16	1.3	2	○		○		3	○		○
	球 磨 村	12	1.0	1	○	○			5	○		○
天 草 郡	苓 北 町	12	1.0	1	○	○			5	○		○
町 村 数		31	31	31	31	11	18	2	31	19	12	29
平 均		16.3	1.4	1.5					9.9			
最多・最長		36	3.0	3					42			
最少・最短		12	1.0	1					1			

監 査				決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名
結 果	調 書 の 様 式			一 般 ・ 特 別 会 計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数	
部課一部 のみ実施	(様式の決定者)		無	件 数	日 数	件 数	日 数				
	監査委員	会計管理者									
	○			5	8						甲 佐 町
	○			6	8	2	1	1	3	2	山 都 町
	○			6	6			1	1	4	氷 川 町
	○			9	6	1	1				芦 北 町
	○			7	12						津奈木町
		○		5	8	1	1	1	2	1	錦 町
	○			7	10	1	1	1	1	1	あさぎり町
	○			7	7	1	1	1	5	2	多良木町
	○			5	3	1	1				湯 前 町
	○			9	4						水 上 村
	○			6	10			1	2	1	相 良 村
○			○	8	8	2	1				五 木 村
	○			8	7						山 江 村
	○			5	7			1	6	1	球 磨 村
	○			11	3			1	1	1	苓 北 町
2	27	2	2	31	31	16	16	21	21	21	町 村 数
				7.0	7.7	1.2	1.4	1.1	3.5	2.0	平 均
				11	14	2	7	2	13	5	最多・最長
				4	3	1	1	1	1	1	最小・最短

6. 監査委員活動日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：日）

郡名	町村名	監査所要 日数		庶務処理等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		その他		合計	
		代表	議選	代表	議選	本会議		委員会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	代表	議選
						代表	議選	代表	議選								
下益城郡	美里町	33	33							5	4			1	1	39	38
玉名郡	玉東町	28	28	12		1				2	2	2	1			45	31
	和水町	43	27			1						3	1			47	28
	南関町	46	46	6	6							3	3			55	55
	長洲町	75	75	4	4	14		1		2	2	5	2	1		102	83
菊池郡	大津町	49	35	1	1	1				1	1					52	37
	菊陽町	38	38	4	4	1				2	1	1				46	43
阿蘇郡	南小国町	46	46	2	2	1				1	2					50	50
	小国町	36	36	1	1	1						2	2			40	39
	産山村	17	18			1				2	2					20	20
	高森町	32	23	4		3						3				42	23
	南阿蘇村	20	19			1				1	1					22	20
	西原村	31	30			2										33	30
上益城郡	御船町	51	51	1	1	20						5	2			77	54
	嘉島町	55	24	11	1	9				2	2	1				78	27
	益城町	42	42	11	11	6						6	2			65	55
	甲佐町	39	38	8	1	7				3	1					57	40
	山都町	38	38	11	11	14				1	1	3	3			67	53
八代郡	氷川町	34	34	2	2	11				3	2	1				51	38

6. 監査委員活動日数調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：日）

郡名	町村名	監査所要 日数		庶務処理等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		その他		合計	
		代表	議選	代表	議選	本会議		委員会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	代表	議選
						代表	議選	代表	議選								
葦北郡	芦北町	35	35									3				38	35
	津奈木町	32	28							1	1					33	29
球磨郡	錦町	36	35	3	3	1				2	2					42	40
	あさぎり町	51	51	1		2				2	2					56	53
	多良木町	46	46	2	2					1	1	3	3			52	52
	湯前町	24	24							1	1	2				27	25
	水上村	20	20			1				1	1	1	1			23	22
	相良村	44	44	7	7	1				1	1	2	1			55	53
	五木村	25	25							2	2					27	27
	山江村	28	28			4				1	1	5	1			38	30
	球磨村	25	25			1						1	1			27	26
天草郡	苓北町	24	24	3	3	4		2	2	2	2	5	2			40	33
町村数		31	31	19	16	24	0	2	1	22	22	20	14	2	1	31	31
平均		36.9	34.4	4.9	3.8	4.5	—	1.5	2.0	1.8	1.6	2.9	1.8	1.0	1.0	46.6	38.4
最長		75	75	12	11	20	0	2	2	5	4	6	3	1	1	102	83
最短		17	18	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1	20	20

（注）

- 1 各項目を同時に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 議員選出監査委員の議会出席の本会議欄は、地方自治法第121条による説明員として出席した場合のみの日数を回答。委員会欄は、監査委員として出席要求があり、出席した日数を回答。
- 3 その他の欄は、各項目のほか広く監査委員としての用務を行った日数を回答。

7. 識見監査委員の各定例会本会議（令和2年度）への出席状況等調

郡名	町村名	議会から出席要求を受けて出席				出席要求は受けないが慣例により出席				議場内の監査委員席	
		6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	指定席	特になし
下城益郡	美里町										○
玉名郡	玉東町		○							○	
	和水町		○							○	
	南関町										○
	長洲町	○	○	○	○					○	
菊池郡	大津町		○							○	
	菊陽町		○								○
阿蘇郡	南小国町		○							○	
	小国町		○							○	
	産山村		○								○
	高森町		○					○		○	
	南阿蘇村		○								○
	西原村		○							○	
上益城郡	御船町	○	○	○	○					○	
	嘉島町	○	○	○	○					○	
	益城町		○		○					○	
	甲佐町		○		○					○	
	山都町	○	○	○	○					○	
八代郡	氷川町	○	○	○	○					○	
葦北郡	芦北町									○	
	津奈木町										○
球磨郡	錦町		○							○	
	あさぎり町		○							○	
	多良木町									○	
	湯前町										○
	水上村		○							○	
	相良村		○							○	
	五木村										○
	山江村		○		○					○	
	球磨村			○							○
天草郡	苓北町	○	○	○						○	
合 計		6	23	7	8	0	0	1	0	22	9

8. 監査基準等制定の有無、監査年間計画作成等調

郡名	町村名	監査規程		処務規程		公印規程		専用事務室		令和3年度 監査計画		工事監査等 の外部委託		監査基準の 例規集への 掲載	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
下城益郡	美里町		○		○	○			○	○			○		○
玉名郡	玉東町	○		○			○	○		○			○		○
	和水町		○		○	○		○		○			○	○	
	南関町	○		○		○		○		○			○		○
	長洲町	○		○		○		○		○			○		○
菊池郡	大津町	○		○		○			○	○			○	○	
	菊陽町	○		○		○		○		○			○		○
阿蘇郡	南小国町		○	○			○		○	○			○		○
	小国町	○		○		○		○		○			○		○
	産山村	○			○		○		○	○			○	○	
	高森町	○		○		○		○		○			○	○	
	南阿蘇村	○		○		○			○	○			○		○
	西原村		○	○		○		○		○			○		○
上益城郡	御船町	○			○	○		○		○			○		○
	嘉島町	○		○		○		○		○			○		○
	益城町	○		○		○			○	○			○		○
	甲佐町	○			○	○		○		○			○	○	
	山都町	○			○	○		○		○			○		○
八代郡	氷川町		○	○		○		○		○			○	○	
葦北郡	芦北町		○		○	○		○		○			○	○	
	津奈木町	○			○	○		○		○			○		○
球磨郡	錦町	○			○		○		○	○			○	○	
	あさぎり町	○			○	○		○		○			○	○	
	多良木町		○		○		○	○		○			○		○
	湯前町		○	○		○			○	○			○	○	
	水上村		○		○	○		○		○			○		○
	相良村		○	○		○		○		○			○		○
	五木村	○		○		○		○		○			○	○	
	山江村	○		○		○		○		○			○	○	
天草郡	球磨村		○		○		○		○	○			○		○
	苓北町	○		○		○		○		○			○	○	
合 計		20	11	18	13	25	6	22	9	31	0	0	31	13	18

(注) 工事監査等の外部委託は、地方自治法第252条の27による外部監査契約ではなく制度としてはないが、直接請求による監査、議会の要求による監査及び定期監査等を行うについて、監査の性質上、土木、建築等の専門的知識が必要な場合に当該工事の調査等を民間団体等に対し外部委託している場合該当。

8. 監査基準等制定の有無、監査年間計画作成等調

郡 名	町 村 名	監査基準制定方法				令和2年度監査計画の変更		勧告の実施の有無 (法第199条第11項)	
		総務大臣が示す指針と同一の基準	総務大臣が示す指針を踏まえて変更した監査基準(変更箇所)	既存監査基準を監査基準として位置づけ	監査基準の策定無し(理由)	有	無	有	無
下城益郡	美里町	○					○		○
玉名郡	玉東町	○					○		○
	和水町	○					○		○
	南関町	○					○		○
	長洲町	○				「監査体制」「監査等に影響する事象、事務事業の環境」について追加状況の変化や新たな事実の発見があった場合は必要に応じ適宜修正するものとした旨を表記			○
菊池郡	大津町	○					○		○
	菊陽町	○					○		○
阿蘇郡	南小国町	○					○		○
	小国町	○					○		○
	産山村	○					○		○
	高森町	○					○		○
	南阿蘇村	○					○		○
	西原村	○					○		○
上益城郡	御船町	○					○		○
	嘉島町	○					○		○
	益城町	○					○		○
	甲佐町	○					○		○
	山都町	○				基本方針の変更			○
八代郡	氷川町	○					○		○
葦北郡	芦北町	○					○		○
	津奈木町	○					○		○
球磨郡	錦町	○					○		○
	あさぎり町	○				住民監査請求が出たため財政援助団体監査を行わなかった。他は日程変更		定期監査・決算審査・例月監査・指定管理者監査	
	多良木町	○					○		○
	湯前町	○					○		○
	水上村	○					○		○
	相良村	○					○		○
	五木村	○					○		○
	山江村	○					○		○
	球磨村	○				豪雨災害により7月・8月の出納検査・決算審査・定期事務監査を延長			○
天草郡	苓北町	○					○		○
合 計		31	0	0	0	4	27	1	30

9. 議会・住民に対する監査結果の報告方法調

郡名	町村名	議 会 へ の 報 告											
		定 期				例 月				決 算			
		文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他	文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他	文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他
			識 見	議 選			識 見	議 選			識 見	議 選	
下城益郡	美里町			○				○				○	
玉名郡	玉東町		○			○					○		
	和水町	○				○				○			
	南関町	○				○				○			
	長洲町	○				○				○			
菊池郡	大津町	○				○					○		
	菊陽町	○				○					○		
阿蘇郡	南小国町	○				○					○		
	小国町	○				○					○		
	産山村	○				○					○		
	高森町			○				○			○		
	南阿蘇村			○				○			○		
	西原村	○				○					○		
上益城郡	御船町		○			○					○		
	嘉島町	○				○					○		
	益城町	○				○					○		
	甲佐町	○				○					○		
	山都町	○				○					○		
八代郡	氷川町	○				○					○		
葦北郡	芦北町	○				○				○			
	津奈木町	○				○				○			
球磨郡	錦町	○				○				○			
	あさぎり町	○				○					○	○	
	多良木町	○				○				○			
	湯前町	○				○				○			
	水上村	○				○					○		
	相良村	○				○				○			
	五木村			○				○				○	
	山江村	○				○				○			
	球磨村	○						○			○		
大草郡	苓北町		○			○					○		
合 計		24	3	4	0	26	0	5	0	10	19	3	0

9. 議会・住民に対する監査結果の報告方法調

(複数回答)

郡名	町村名	住民への報告				
		有				
		議会広報	町(村)広報	掲示板	ホームページ	その他
下城益郡	美里町			○		
玉名郡	玉東町					○
	和水町			○		
	南関町			○		
	長洲町			○		
菊池郡	大津町			○	○	
	菊陽町		○	○	○	
阿蘇郡	南小国町	○				
	小国町			○		
	産山村		○			
	高森町			○		
	南阿蘇村					○
	西原村	○				
上益城郡	御船町			○	○	情報開示コーナー
	嘉島町			○		
	益城町			○		
	甲佐町			○		
	山都町			○		
八代郡	氷川町			○		
葦北郡	芦北町			○		
	津奈木町			○		
球磨郡	錦町			○		
	あさぎり町			○	○	
	多良木町	○		○	○	
	湯前町			○		
	水上村					○
	相良村			○		
	五木村	○				
	山江村	○			○	
	球磨村	○				
天草郡	苓北町			○		
合 計		6	2	22	6	1
						3

10. 議選監査委員の人選方法調（令和3年4月1日在職者）

郡名	町村名	議 会 に 一 任	長と議会で相談	長限りで決めた
下城益郡	美里町	○		
玉名郡	玉東町	○		
	和水町	○		
	南関町	○		
	長洲町		○	
菊池郡	大津町	○		
	菊陽町	○		
阿蘇郡	南小国町	○		
	小国町	○		
	産山村		○	
	高森町	○		
	南阿蘇村	○		
	西原村		○	
上益城郡	御船町	○		
	嘉島町			○
	益城町	○		
	甲佐町	○		
	山都町			○
八代郡	氷川町	○		
葦北郡	芦北町		○	
	津奈木町		○	
球磨郡	錦町	○		
	あさぎり町	○		
	多良木町	○		
	湯前町	○		
	水上村	○		
	相良村	○		
	五木村	○		
	山江村	○		
	球磨村	○		
天草郡	苓北町	○		
合 計		24	5	2

（注）監査委員の選任は長の権限であるが（地方自治法第196条第1項）、人選の具体的方法を回答。

1 1. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日 (A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日 (B)	(A) から (B) までの期間日 数 (→)	監 査 委 員 の 決 算 審 査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日 (E)
					開 始 (C)	終 了 (D)	実質審査日数	
下益城郡	美里町	7月22日	7月22日	0	7月28日	8月17日	8	8月20日
玉名郡	玉東町	8月21日	8月24日	3	8月24日	8月26日	2	8月31日
	和水町	7月10日	7月20日	10	8月4日	8月12日	6	8月12日
	南関町	7月27日	7月29日	2	8月4日	8月14日	8	8月18日
	長洲町	7月21日	7月30日	9	8月5日	8月26日	6	8月28日
菊池郡	大津町	6月30日	7月15日	15	7月17日	8月25日	11	8月27日
	菊陽町	7月2日	7月2日	0	7月8日	7月31日	12	8月13日
阿蘇郡	南小国町	7月21日	7月22日	1	8月3日	9月3日	8	9月3日
	小国町	6月15日	6月16日	1	6月23日	7月30日	11	8月31日
	産山村	8月14日	8月20日	6	8月20日	8月25日	5	9月7日
	高森町	7月7日	7月21日	14	8月19日	9月3日	10	9月3日
	南阿蘇村	7月8日	7月9日	1	7月14日	7月22日	5	8月8日
	西原村	7月3日	7月8日	5	7月9日	7月31日	8	8月7日
上益城郡	御船町	7月21日	7月22日	1	7月27日	8月20日	10	8月21日
	嘉島町	7月20日	7月21日	1	7月22日	8月17日	26	8月18日
	益城町	7月8日	7月9日	1	7月9日	7月28日	8	8月6日
	甲佐町	7月10日	7月20日	10	7月22日	8月11日	8	8月19日
	山都町	7月6日	7月6日	0	7月15日	8月31日	8	8月31日
八代郡	氷川町	7月10日	7月10日	0	7月16日	7月29日	6	8月24日
葦北郡	芦北町	7月7日	9月29日	84	10月9日	10月16日	5	10月30日
	津奈木町	6月30日	6月30日	0	8月11日	8月26日	12	8月28日

(B)から(C)までの所要日数 (→)	(B)から(E)までの所要日数 (⇒)	(B)から(E)まで条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の 本会議	町村名
			監査委員 自身で作成	監査委員の指示 を受けてから 職員が作成	職員が作成し てから監査委員 が検討		
6	29	30		○		9月8日	美里町
0	7	30	○			9月9日	玉東町
15	23	30		○		9月3日	和水町
6	20	30	○			9月9日	南関町
6	29	30		○		9月14日	長洲町
2	43	30		○		9月9日	大津町
6	42	30	○			9月3日	菊陽町
12	43	30			○	9月16日	南小国町
7	76	△ 60		○		9月8日	小国町
0	18	10		○		9月11日	産山村
29	44	△ 30		○		9月10日	高森町
5	30	30	○			9月3日	南阿蘇村
1	30	30		○		8月18日	西原村
5	30	30		○		9月10日	御船町
1	28	30	○			9月4日	嘉島町
0	28	30		○		9月8日	益城町
2	30	30		○		9月11日	甲佐町
9	56	60		○		9月5日	山都町
6	45	30		○		9月10日	氷川町
10	31	50			○	11月30日	芦北町
42	59	50	○			9月11日	津奈木町

11. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日(A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日(B)	(A)から(B) までの期間日 数(→)	監査委員の決算審査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日(E)
					開 始 (C)	終 了 (D)	実質審査日数	
球磨郡	錦 町	7月3日	7月27日	24	7月27日	8月27日	11	8月27日
	あさぎり町	6月25日	7月21日	26	7月27日	8月24日	11	8月26日
	多良木町	7月2日	7月3日	1	7月21日	8月12日	8	8月20日
	湯 前 町	7月10日	7月16日	6	7月17日	8月6日	4	8月14日
	水 上 村	7月22日	7月22日	0	7月30日	8月4日	4	8月21日
	相 良 村	7月15日	8月4日	20	8月17日	8月31日	10	9月3日
	五 木 村	7月16日	8月6日	21	8月6日	8月19日	9	8月21日
	山 江 村	7月1日	7月15日	14	7月27日	8月5日	7	8月5日
	球 磨 村	11月2日	11月2日	0	11月6日	11月20日	6	11月27日
天草郡	苓 北 町	6月30日	6月30日	0	7月1日	8月7日	3	8月21日
合 計 等		6月 5町村 7月23町村 8月 2町村 11月 1町村	6月 3町村 7月22町村 8月 4町村 9月 1町村 11月 1町村	平均8.9日 最長84日 最短0日	6月 1町村 7月18町村 8月10町村 10月 1町村 11月 1町村	7月 6町村 8月21町村 9月 2町村 10月 1町村 11月 1町村	平均8.3日 最長26日 最短2日	8月25町村 9月 4町村 10月 1町村 11月 1町村

(注)

- 委員の決算審査の開始とは初めて着手した日、終了とは委員が意見の最終決定をした日を指す。
- (B)から(E)まで条例で規定されている日数について、条例の規定に「ただし、審査が○日以内に完了しない場合には、その旨を町（村）長に通知し当該期間を延長することができる。」とある場合には△印を併記。
- 期間の日数の計算については、初日を算入しない。

(B)から(C)までの所要日数 (→)	(B)から(E)までの所要日数 (⇒)	(B)から(E)まで 条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の 本会議	町村名
			監査委員 自身で作成	監査委員の指示 を受けてから 職員が作成	職員が作成し てから監査委員 が検討		
0	31	30		○		9月8日	錦町
6	36	45		○		9月8日	あさぎり町
18	48	△ 50			○	9月1日	多良木町
1	29	△ 30		○		9月9日	湯前町
8	30	30		○		9月10日	水上村
13	30	△ 30		○		9月11日	相良村
0	15	30			○	9月10日	五木村
12	21	30	○			9月2日	山江村
4	25	30		○		12月11日	球磨村
1	52	規定なし		○		9月3日	苓北町
平均7.5日 最長42日 最短0日	平均34.1日 最長76日 最短7日	10日 1 30日 20 △30日 3 45日 1 50日 2 △50日 1 60日 1 76日 1 なし 1	7町村	20町村	4町村	8月 1町村 9月28町村 11月 1町村 12月 1町村	

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
下 益 城 郡	美 里 町	町長 議長 教育長 農委	資料1：請負・委託工事に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料2：業務委託に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料3：職員数調書 資料4：指定管理者施設の収支状況 資料5：各種団体等会計通帳調 資料6：AED設置に関する調査表 各種被保険者数及び給付費等調書 上下水道加入状況等調書 町営住宅使用料内訳書 宅地貸付及び販売調書 一時借入金調書 基金繰替運用調書 年度末における起債残高に関する調書 入札状況等調書 防災行政無線使用料調書 奨学金貸付状況調書
玉 名 郡	玉 東 町		特になし
	和 水 町	町長	決算統計資料 財政分析指標 基金の状況 公営企業に対する繰出しの状況 繰越額等の状況
	南 関 町	町長	滞納内訳書 不納欠損額調書
	長 洲 町	町長	決算カード 自主財源年度別推移 町債の状況 債務負担行為限度額調 繰越明許費の報告 不用額一覧 不納欠損処分調書 滞納繰越状況 主要施策の成果
菊 池 郡	大 津 町	町長	決算統計資料 備品台帳 歳入調定簿 調定伝票 支出命令書 税収状況説明資料 不納欠損調書 歳入調定繰越調書 準公金管理総括表 貸付金滞納調書等
	菊 陽 町	町長 議長 教委 農委 選管	歳入歳出予算執行状況表 各種証憑 契約書 備品台帳 コピー機(複合機含む)等に関する調査 平成30年度の繰越調書 平成31年度の繰越調書 入札方式別発注件数調
阿 蘇 郡	南小国町	町長	財政分析指標 令和元年度施策の主要事業実施状況 町税現年度分収入状況（令和元年度） 町税滞納繰越分収入状況（平成30年度以前） 税目別構成現年度分比較表 町税収入の推移 令和元年度基金運用状況 令和元年度預金利子調書

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
阿蘇郡	小 国 町	町長	工事請負契約調 委託業務契約調 補助金等交付調 収入未済額調 施設管理費調 物品等購入契約調
	産 山 村	村長	決算統計調査資料 契約事項調書 滞納内訳調書 不能欠損額調書 住民税未申告者調書 流用科目明細書 特別導入事業基金貸付明細書
	高 森 町		特になし
	南阿蘇村	村長	主要施策の成果報告 決算統計資料 歳入歳出執行一覧 補助金・助成金の支出状況調べ 公金外現金状況調べ
	西 原 村	村長	決算統計資料 年度別交付税交付状況 村税滞納状況資料 不能欠損処分状況 債務負担行為の状況 公用車一覧表 各契約一覧表
上益城郡	御 船 町	町長 教委 農委 選管	予算執行説明一覧 支出負担行為伺書 各種契約書 歳入調定繰越書 事務事業状況調 委託契約状況調 工事委託契約状況調 補助金・負担金支出状況調
	嘉 島 町	町長 議長 教委 農委 選管	基金調書（積立金） 各年度の財政収支の状況 性質別歳出の状況 一般財源の状況 各四半期別収入支出一覧表 主要施策の成果 収入未済額に関する調 過年度収入に関する調 不納欠損に関する調 町債に関する調 補助金等に関する調 地方債現在高の状況調 予備費充用に関する調 予算流用調書

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
上 益 城 郡	益 城 町	町 長	流用一覧 滞納額一覧 不納欠損関連書類一覧 財産一覧（公有財産・物品） 入札一覧 交際費一覧 住宅使用料関係資料 工事・委託等契約一覧 分担金及び負担金市町村一覧 補助金交付の団体一覧 決算統計調査資料
	甲 佐 町	町 長 議 長 教 委 農 委 選 管	歳入決算額の調べ 不用額調べ 予算流用調べ 予備費充用調べ 予算の繰越しに関する調べ〔繰越明許費〕 予算の繰越しに関する調べ〔事故繰越し〕 委託料・使用料及び賃借料調べ 工事費調べ 補助金・負担金調べ 施設の管理状況調べ 「稼働していない施設」収納状況調べ 令和元年度の主な事業概要とその成果ほか 各課の事務分掌表
	山 都 町	町 長 教 委 農 委	成果説明書 歳入歳出別執行状況 支出原因行為決議書 補助金助成金関係書類 工事関係一覧 不納欠損関係書類 ※指定の様式 歳入歳出状況 工事請負契約調 補助金・助成金等の支出状況調査 現地調査票（工事関係）
八 代 郡	氷 川 町	町 長 教 委 農 委	主要施策の成果調書 工事請負契約調 委託契約の状況調 備品購入及び物品購入調 流用、充用に関する調 不納欠損処分に関する調 不用額調 歳入予算の未調定額及び収入未済額調
葦 北 郡	芦 北 町	町 長 議 長 教 委	財政状況調べ 主要施策成果説明書 個人別時間外勤務調書 予算執行状況に関する調べ 補助金（負担金）支出状況調書 不用・流用・充用額説明書 税の高額滞納リスト

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
草 北 郡	津奈木町	町長 教委 農委	財政状況調査 費用流用の状況 各課所轄の委託料 工事請負費 負担金、補助金及び交付金の実績一覧表 予備費補充の一覧表 備品購入一覧表 不納欠損処分明細表 徴税・国保税滞納内訳表 滞納徴収計画書 委託契約の状況調書 奨学金運用状況調書 社会体育施設利用状況調書 図書館利用状況調書 3, 4, 5条の申請件数、処理件数 農業者年金の状況
	錦 町	町長 議長 教育長 農委	事務分掌 歳入歳出予算の執行状況 決算統計調査資料 団体に対する補助金及び決算の状況 事務事業の実施状況及びその成果
	あさぎり町	町長 教委 農委 選管	決算状況の推移 財政の主な指数等の推移 科目別歳入決算の状況 保育所措置費・使用料保護者負担金の収納状況 公営住宅使用料の収納状況 町税の収納状況 過去5年間における町税の収納状況 教育・保育給付費の負担区分別負担額の推移 町債の状況 債務負担行為による借り入れの状況 目的別歳出決算の状況 性質別歳出決算の状況の推移 過去5年間における歳出決算の推移 基金の状況 子ども医療費助成受給者数の推移 子ども医療費助成額の推移 鍼灸施療費助成の推移 主要工事一覧表補助金交付調書 主要な施策の成果説明書 不用額調書
磨 郡	多良木町	町長 議長 教委 農委	執行状況に関する調べ（歳入） 歳出予算説明別執行一覧 食糧費調書 各種団体等の視察研修実施状況調書 工事関係契約一覧表 公用車輛等の稼動状況調書 各施設等の年間利用実績表 物品出納計算書

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
球 磨 郡	湯 前 町	町長 議長 教委 農委	【決算全体に係るもの】 予算台帳 予算繰越に関する書類 歳入歳出予算執行整理簿 歳入・歳出金更正関係書類 予算の充用・流用に係る書類 起債台帳 決算の分析／推移 【歳入に関するもの】 調定・収納に関する帳票／台帳 収入科目・税目ごとの収入実績（年度ごとの推移） 滞納額の年度推移 科目ごとの滞納者一覧表（税、使用料、手数料、分担金、返還金、貸付金など） 滞納整理に係る帳簿類 滞納処分の手続き書類（差し押さえ、執行停止・不納欠損・免除など） 【歳出に関するもの】 決算書説明項目ごとの実績又は成果の一覧表（年度ごとの推移） 入札（見積もり）に係る書類 契約に係る書類及び契約一覧表 時間外勤務・出張に係る支出関係書類 【財産に関するもの】 公有財産（不動産、備品、その他）台帳 財産管理（貸し付け、使用許可）台帳 財産の増減（取得・処分）又は異動に関する書類 【基金・貸付金に関するもの】 基金・貸付金の台帳 貸し付け等決定に関する書類 収入・支出の帳票及び証ひょう 運用状況及び実績（年度推移） 滞納一覧（年度推移）及び滞納整理に関する帳簿類 【補助金に関するもの】 補助金一覧表
	水 上 村	村長 教委 農委 各委	負担金・使用料等の徴収状況調書 収入未済額調書 不用額調書 工事請負費・委託料一覧表 補助金支出調書 各種事業一覧表
	相 良 村	村長 議長 教委 農委	職員担当業務一覧 主要施策・事業の成果説明書 請負工事・業務委託契約状況調べ 随意契約理由書 補助金交付調書 物品（備品）購入状況一覧表 不用額調書 所轄業務における懸案事項及び今後の課題等 一般会計に係る資料 特別会計（国保、簡水、農集排、介護、後期高齢）に係る資料 歳計外現金に係る資料 奨学金に係る資料 時間外手当の支給状況
	五 木 村	村長	決算統計資料 歳入調定簿 収入及び調定伝票 不納欠損額調書 滞納内訳調書（村税、国保税、各種使用料等） 各種契約書 備品台帳 補助金等交付金交付実績書類 各種委託料及び補助金・助成金事業調書など
郡	山 江 村	村長 議長 教委 農委 選管	預金及び国債の残高証明書（3月末・5月末） 財政状況調査資料 事業報告書 公共工事入札結果一覧表 契約状況調査 助成・補助団体の決算書

12. 令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
球磨郡	球磨村	村長 教委 農委	主要施策の成果報告書
天草郡	苓北町	町長 教委 農委	【歳入】 （１）別紙歳入調書に示されたことに関する調書 【歳出】 （１）別紙歳出調書に示されたことに関する調書 （２）令和元年度で実施した重点的な取り組み事業及び新規取り組み事業についての調書【重点的な取り組み事業】※令和元年度予算編成に関する説明書に記載 ①安心と安全に繋がる防災施策 ②子ども・子育て支援および高齢者支援の更なる充実につながる施策 ③教育環境の充実とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策 ④豊かな自然に育まれた農林・水産資源等を活用した産業振興施策 ⑤多言語化への対応と交流人口の拡大につながる施策 【その他】 （１）昨年の「決算審査」と「定期監査」での指摘事項調書 （２）基金、地方債残高についての調書 （３）各特別会計の運営状況についての調書 ○財政担当課提出書類 性質別歳出の状況、実質公債費比率の状況、年度別財政収支の状況、経常収支比率の状況、予算流用・予備費充用調書、令和元年度起債対象事業

(注)

- 1 一般会計歳入歳出決算審査にあたって執行当局(町(村)長 教委 農委 選管 その他)に対して要求した決算審査資料名を回答。
- 2 執行部側各課（総務課 税務課等）に対するものは 相手方は「町（村）長」に統一。
- 3 資料名には 「決算書」及び法（第233条） 法施行令（第166条）に基づき「決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」等審査が義務付けられているものを除き、それ以外に監査委員が要求した資料を回答。

13. 令和2年度監査活動実績調（令和2年4月～令和3年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
下 益 城 郡	美里町				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
玉 名 郡	玉東町				定 期 援 助 (商工会 他4)	決 算 (一般・特別)	
	和水町					決 算 (一般・特別・ 公営(病院))	
	南関町				定 期	決 算 (一般・特別)	
	長洲町			定 期 援 助 (シルバー人材センター 他1)	定 期	決 算 (一般・特別・公営 (水道、下水道))	
菊 池 郡	大津町		援 助 (全53団体)		決 算 (一般・公営 (工水))	決 算 (一般・特別)	
	菊陽町				決 算 (一般・特別・ 公営(下水道))	決 算 (一般・特別・ 公営(下水道))	
阿 蘇 郡	南小国町				援 助 (商工会 他12)	援 助 (商工会 他12) 決 算 (一般・特別)	
	小国町			決 算 (一般・特別・ 公営(水道))	決 算 (一般・特別) 援 助 (商工会 他6)	援 助 (農協 他1)	
	産山村	援 助 (社会福祉法人)		随 時 (現金)		決 算 (一般・特別)	
	高森町			定 期	定 期	決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)
	南阿蘇村				決 算 (一般・特別・水道)		
	西原村		援 助 (社協)		決 算 (一般・特別・ 公営(水道))	随 時 (学校備品)	

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
定 期 援 助 (指定管理者施設 他1)	定 期 (備 品)					美 里 町
						玉 東 町
定 期 行 政	定 期 行 政 援 助 (菊水ロマン館 他4)					和 水 町
	援 助 (体育協会 他5)		定 期	定 期		南 関 町
定 期 援 助 (シルバー人材センター 他1)	定 期					長 洲 町
定 期	定 期	定 期		定 期		大 津 町
	定 期					菊 陽 町
				定 期		南小国町
	定 期					小 国 町
	決 算 (一般・特別)			定 期		産 山 村
			定 期	定 期 援 助 (観光交流センター 他3)		高 森 町
定 期						南阿蘇村
	定 期			随 時 (庁舎内施設、 備品)		西 原 村

13. 令和2年度監査活動実績調（令和2年4月～令和3年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
上益城郡	御船町			決 算 (水 道)	決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
	嘉島町	随 時 (委託・工事)			決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
	益城町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
	甲佐町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別)	
	山都町			援 助 (清和文学の里協会 他2)	決 算 (一般・特別・ 公営(水道、病院))	決 算 (一般・特別・ 公営(水道、病院))	
八代郡	氷川町			援 助 (社協 他7)	決 算 (一般・特別)		
葦北郡	芦北町		定 期			決 算 (水 道)	
	津奈木町					決 算 (一般・特別・水道)	
球磨郡	錦 町			決 算 (水 道)	決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
	あさぎり町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	住 民 請 求
	多良木町				決 算 (一般・特別・水道) 援 助 (多良木町焼酎イベント 実行委員会 他4)	決 算 (一般・特別)	
	湯前町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
	水上村					決 算 (一般・特別)	
	相良村					決 算 (一般・特別)	
	五木村				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
定 期 行 政	定 期 行 政			援 助 (観光協会 他1)		御 船 町
定 期	定 期 援 助 (商工会 他1)					嘉 島 町
			定 期 行 政	定 期 行 政		益 城 町
定 期	定 期					甲 佐 町
定 期	定 期		定 期			山 都 町
定 期	随 時 (町長部局備品、 学 校 備 品)					氷 川 町
決 算 (一般・特別・水道)	定 期		定 期			芦 北 町
定 期						津奈木町
	定 期 援 助 (社協 他1)				随 時 (消防団備品)	錦 町
住 民 請 求 定 期	定 期	随 時 (温泉施設)				あさぎり町
	定 期	定 期				多良木町
			定 期			湯 前 町
	定 期 (一般、特別)					水 上 村
随 時 (学校備品)	定 期 援 助 (社協 他1)					相 良 村
	定 期					五 木 村

13. 令和2年度監査活動実績調（令和2年4月～令和3年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
球磨郡	山江村				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
	球磨村	援 助 (シルバー人材センター 他5)					
天草郡	苓北町		随 時 (税務住民課・ 水道環境課)		決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	随 時 (教育委員会)

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
定 期						山 江 村
	決 算 (一般・特別)		定 期	随 時 (学 校)		球 磨 村
定 期 援 助 (あまくさ苓北 観 光 協 会)						苓 北 町

14. 令和2年度監査計画と実績

郡名	町村名	監査計画策定 年 月 日	計画と実績の比較		計画どおり実施できなかった理由
			計画どおり 実施 できた	計画どおり 実施できな かった	
下城 益郡	美里町	R2.4.1	○		
玉 名 郡	玉東町	R2.3.1	○		
	和水町	R2.3.26	○		
	南関町	R2.4.1	○		
	長洲町	R2.4.6		○	大雨警報発令による避難所開設や町議会の臨時会開催等により定期監査の大幅な日程変更等が必要だった。
菊池 郡	大津町	R2.4.14	○		
	菊陽町	R2.4.1	○		
阿 蘇 郡	南小国町	R2.4.1		○	令和2年7月豪雨災害発生により、財政援助団体等監査の日程変更を行った。
	小国町	R2.4.1	○		
	産山村	R2.4.1	○		
	高森町	R2.4.1	○		
	南阿蘇村	R2.3.24	○		
	西原村	R2.4.1	○		
上 益 城 郡	御船町	R2.4.23	○		
	嘉島町	R2.4.1	○		
	益城町	R2.4.1	○		
	甲佐町	R2.4.17	○		
	山都町	R2.4.1	○		
八代 郡	氷川町	R2.4.1	○		
葦北 郡	芦北町	R2.4.1		○	令和2年7月豪雨の影響で、決算審査を延期して実施、財政援助団体監査を中止とした
	津奈木町	R2.4.1		○	令和2年7月4日に豪雨災害（激甚災害指定）が発生したため。
球 磨 郡	錦町	R2.3.24	○		
	あさぎり町	R2.3.22		○	令和2年7月豪雨災害及び住民監査請求により日程を遅らせた。
	多良木町	R2.3.24	○		
	湯前町	R2.3.17	○		
	水上村	R2.4.1	○		
	相良村	R2.3.18	○		
	五木村	R2.3.31	○		
	山江村	R2.4.1		○	決算監査において、7月豪雨に伴い期間を短縮し実施することになった。
	球磨村	R2.3.15		○	令和2年7月豪雨災害による変更。
天草 郡	苓北町	R2.4.1	○		
合 計			24	7	7

15. 監査指摘事項の履行確保のための措置調

(複数回答)

郡名	町村名	次の監査の際 確認	その都度 文書で改善措置 について回答を 求めている	その都度 関係課長・係を 集めて口頭で 直接指摘する	その都度 町村長・ 会計管理者に 直接申し入れて いる	その他の 措置	特になし
下城 益郡	美里町	○	○	○	○		
玉 名 郡	玉東町			○	○		
	和水町		○		○		
	南関町	○			○		
	長洲町	○				事後ヒアリング を行い履行状況 を一部確認して いる	
菊池 郡	大津町	○		○	○		
	菊陽町		○	○	○		
阿 蘇 郡	南小国町	○					
	小国町	○	○		○		
	産山村	○	○	○			
	高森町	○	○	○			
	南阿蘇村	○		○			
	西原村				○		
上 益 城 郡	御船町			○	○		
	嘉島町	○		○	○		
	益城町	○		○	○		
	甲佐町	○	○	○			
	山都町	○	○	○			
八代 郡	氷川町	○		○	○		
葦北 郡	芦北町		○				
	津奈木町	○		○	○		
球 磨 郡	錦町	○		○			
	あさぎり町		○	○	○		
	多良木町	○		○	○		
	湯前町	○		○	○		
	水上村	○		○	○		
	相良村	○	○	○	○		
	五木村	○					
	山江村			○	○		
天草 郡	球磨村	○		○			
	苓北町	○	○	○	○		
合 計		23	12	23	20	1	0

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
下 益 城 郡	美 里 町	税務課	軽自動車税、町民税、固定資産税については、それぞれ多額の滞納額が発生している。長期化すると固定化し、不納欠損処理が避けられなくなる。早め早めの対応をされたい。	○			
		経済課	新規就農者へのサポートについては、町、JA、先輩農家等就農者の経営に沿った支援体制の構築を検討されたい。	○			
		建設課	町営住宅使用料の滞納者については、顧問弁護士とも相談して長期化しないよう対処されたい。	○			
		福祉課	湯の香苑の介護用大型風呂は再利用の可能性が無いのであれば廃棄処分を早急に行い、現設置場所の有効利用を検討されたい。 老人福祉センターの東側の駐車場については、梅雨期には使用が困難であり、舗装を検討されたい。	○			
		社会教育課	小学校部活の社会体育化で体育離れが加速している。始まったばかりの制度なので実態を把握されたい。	○			
		林務観光課	「みどりかわ湖どんと祭り」については、準備への職員の協力負担が大きく、通常業務への支障も懸念されることから主催者側と協議されたい。	○			
		企画情報課	空き家対策については、不動産会社など専門的な機関との連携を含め積極的に取り組まされたい。	○			
		水道衛生課	合併浄化槽の普及率を上げるためにも、定期的に行われている町内河川の水質調査結果の公表と併せ、合併浄化槽の有効性を説明して未設置者の理解を深められたい。	○			
		学校教育課	中学校統合は将来の生徒数の推移から見ても避けられず、今後少人数になると町外の中学校への入学を考える人も増えると思われる。遅滞なく統合へ向けて検討されたい。	○			
		総務課	町有地に未登記の土地がかなりある。所有者がはっきりしている案件については登記を進められたい。 職員による不祥事が県下でも後を絶たない。すべての業務について「業務手順書」の策定を検討されたい。	○			
玉 名 郡	玉 東 町	総務課	防災拠点としての庁舎の役割は復興実務・情報集約・復興計画としての拠点等多くの機能が求められているが、庁舎が非常に古く、万が一の場合その機能を果たせるか危惧される。ハード面の課題として庁舎の耐久性（地震・火災）、通信のデジタル化に伴う防災情報ネットワークの整備、発電機の設置等がある。また、ソフト面の課題として住民の安全確認の為の（情報集約ネットワークの構築）がある。計画的に実現可能な事から取り組むことが必要であろう。				○
		総務課	起案書作成にあたって①決裁区分の意味②決裁区分と決裁者との関係③決裁スタンプ押印の意味合い④合議の意味・必要性・合議すべき関係課の範囲。これらの事項について文書規定に定められているが、各課はよく理解していないため、決裁区分に応じた決裁スタンプが揃っていない。総務課に於いては文書管理の意味合いから各課に指導を図られたい。	○			
		企画財政課	定住促進施策については、宅地開発、空き家対策、買い物環境、子育て環境、交通アクセス等幅広い施策が要求され、長い年月と税務優遇策も含めた実現可能で綿密な計画が必要であるため、総合的かつ長期的な展望に立った施策の立案をされたい。		○		
		企画財政課	木葉駅前を中心とする商業地域の整備について 木葉駅前の2施設（ぷらっとぎょうとう、ゆめ・ステーション・こは）について、再度原点を見直し、互いのメリット・デメリット分析し施策のバックアップが必要。	○			
		税務課	各種税未済額の増加と不納欠損額の増加及び税徴収率の低下に係る考察 税の徴収業務は日ごろの意識と努力が要求されるところで、気を抜かず地道に業務に精勤されたい。	○			

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
玉 名 郡	玉 東 町	町民福祉課	住民サービスに係る相談専門職員の配置及び運用については例年指摘しているが、近年、生活困窮・精神疾患・成年後見・自殺対策・障害者虐待などに関する直接相談が増加し担当職員の雇用が要求されている。これらの相談事項は専門的資格を持った実務経験豊富な人材でないと対応出来ない事も多く専門性を持った人材が必要であるが、応募が無いのが現状である。したがって、当面の運用の対策として専門資格を持った職員がいる社会福祉協議会に業務の一部を委託するなど組織の垣根を越えた対策も検討されたい。		○		
		町民福祉課	民生委員の成り手不足による定員割れの危惧について昨年、委員の任期満了にあたり、辛うじて決定したが、定員16人のうち会長、副会長を含む7人が交代を希望し、また新規の民生員成り手も少ない現状を考慮すれば、ここ数年のうちに定員割れも危惧されるのが現状である。民生委員推薦委員会においても積極的に単なる推薦業務だけでなく、町の様々な組織と連携し多角的な委員確保対策を立案し安定的な委員確保に努力されたい。				○
		保健介護課	コロナ騒動の影響を受けやすい基幹事業（健康増進・予防接種や母子保健・保育）に対する感染対策を講じての事業見直しについて 特に予防接種事業についてはコロナによる接種忌避行動が予防接種施策のマイナス要因にならないよう受診対象者の特性を考慮しつつ、施策運用の立案と柔軟な事業計画の策定が必要不可欠であるから、様々な活動団体や組織を介在連携しながら啓蒙活動と事業計画の提案を検討されたい。	○			
		保健介護課	交流センターの損益について 今後の課題として、コロナ騒動が終息した後の変化が予想される顧客の志向と動向を的確に捉えて、施策に反映させることが大切であろう。				○
		建設課	起案書・工事竣工検査報告書などの不備として決裁スタンプの押し間違いや工事竣工検査届書に於ける添付写真内の黒板の月日が欠落しているものがある。これらについては起案書・報告書の重要性を認識し改善されたい。		○		
	和 水 町	総務課	経常収支比率が年々悪化し、財政の自由度が失われている。震災の頻発が予想され、不意の出費も想定されるので今まで以上に歳入、歳出には気を配られたい。毎年震災が発生している状況で避難所開設等、機敏な対応が執られており、町民の信頼に繋がっていると思われる。公共施設の統廃合については、個別計画が策定されたので、その方針に沿って着実に実施されたい。今年は、コロナで各種イベントが中止されており、この際、イベントについても統廃合を進めてもらいたい。消費者相談についても、町民がトラブルに巻き込まれないよう、引き続き寄り添った対応を願いたい。新型コロナと豪雨災害の影響で各課に影響が出ている。過重な労働にならないよう気を配られたい。				○
		まちづくり推進課	学校跡地活用事業について、ほぼ方針が決定され成約に結びついているようであり、順調に進捗していると思われる。空き家バンク事業についてこれまで40件の成約があり、世帯人員97名が入居している。入居後も、ほぼ定住化が進んでいるもよう。ふるさと納税業務について、今年度は10月末まで約1.6億円の実績があり、年度末には約3億円の収入を見込んでいる。返礼品が充実したことで順調に推移している。町の新規事業を一手に担っており、その事業の成否が町政全般の士気に関わる。手探りで業務になるが、軌道に乗せることが重要なので注力されたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
玉 名 郡	和 水 町	税務住民課	町民税滞納分については、よく実態把握がなされており、預金、給与の差押等により徴収に繋がっている。県の調査によれば、町税の徴収率の改善度合いが現年分、過年度分合計で県下1位となっている。特に過年度分の徴収率が良い。 参考 平成27年度～令和元年度 徴収率89.51%⇒96.09% 改善率1位 関係者のご苦勞には敬意を表したい。ただ、改善は著しいが近隣町には、まだ、劣後している状況なので引き続き努力されたい。 自主財源が少ない中で、今後も町税の収納に努力願いたい。				○
		健康福祉課	住民健診の受診率は令和元年度66.1%（県下3位）、健診の重要性は言うまでもないが、町民の健康な生活を守る為、受診率をもっと高めてもらいたい。その為には、未受診者へのアプローチを高める必要がある。受診率を70%へ引き上げ、最終的には80%を目指してもらいたい。 コロナで業務量が増加し、余裕がないように思われる。残業時間も増加しているようである。年休の取得もままならないようであり、コロナ禍でやむえない面もあるが職員の健康管理には十分留意されたい。				○
		住民課	三加和総合支所の顔であることを意識して、常に親切、丁寧な対応に努められたい。それが、行政への信頼に繋がると思われる。 三加和地区の高齢化率は40%を超えており、介護認定業務が増加している。現場から永年、保健師の常駐の希望があっているので前向きに検討できないか。				○
		農林振興課	専業農家を大規模化し、各種補助金を活用して儲かる農業に繋げてもらいたい。一戸の農家ごとに方策を立ててもらいたい。農業者人口を維持、増加させる為、例えばサラリーマンを退職した人に農業の面白さ、楽しさをPRし、65歳から80歳ぐらいまでの人生を土と交わりながら農業をして、生き生きと生きようという意識付けができないか。それには、町の資金の支援も必要だが、それによって後世に豊かな自然を残せるのではないか。				○
		商工観光課	コロナの影響で町内事業者の困窮さが推察される。制度融資が制定されたことにより、利子補給による支援が行われるようであるが、しっかりサポートしてもらいたい。				○
		建設課	家賃、簡易水道、下水道料金等の滞納管理について、前年からは改善されており、滞納者の実態把握もなされ、回収努力が窺える。 7月の豪雨災害もあって、被災者への補助金対応等の業務量が増加し、年休の取得が十分なされていない。残業時間も増加しており、職員の精神面も含めたケアには十分注意されたい。				○
		会計室	基金の運用について現在、運用枠限度額近くまで活用されている状況。引き続き安全で効率的な運用に留意されたい。公金の取扱いについては、厳格な管理を徹底されたい。 景気の動向を注視しながら、金融情勢の把握に努められたい。				○
		農業委員会	農業委員、農地最適化推進委員の協力を持って、農地の売買、貸借等農地の流動化を推進し、専業農家への農地の集積集約を図られたい。 耕作放棄地対策として、シルバー人材センターを活用し、農地の所有者とシルバー人材センターとをマッチングできないか。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・ 未回答他
玉 名 郡	和 水 町	社会教育課	金栗顕彰事業については、大いなる集客効果もあって、経済的効果も上がったと思われる。町のPRにも大いに寄与したので、今後の施策に期待したい。 新型コロナの影響で各種イベントが中止となる中で、感染拡大を防止しながら現在、様々な企画に取り組んでいる。 懸案であった総合グラウンド整備事業は順調に進んでおり、各種のスポーツ交流によって町の活性化を図られたい。 今後、ふれあい会館の活用をどうするかに知恵を絞られたい。				○
		学校教育課	菊水地域小学校の統合は、閉校・開校も無事に終わり、無難にスタートできているようである。 コロナ禍での学校の再開、子どもの心身のケアには意を尽くされたい。 奨学金返還滞納者に対しては、よく実態を把握してあり返済も計画どおりなされている。				○
		町立病院	前年度は黒字計上となったものの、今年度は新型コロナの影響を強く受け入院、外来とも患者数が落ち込んでおり、収益低下は避けられそうにない。近隣の病院もコロナの影響で患者が減少し、経営が厳しくなっていることで患者の囲い込みが考えられる。当病院が回復期、慢性期の病院であることの特徴を生かせず、入院患者の受け入れが減少していると思われる。 減収とはなっても、それに見合ったコスト削減努力によって、経営の維持に努められたい。 今年度は医療費未収金の償却も予定されているが、残った未収金については、長期化しないように管理を強化されたい。				○
		特別養護老人ホーム きくすい荘	コロナの影響で入居者との面会禁止、誕生会、夏祭り等すべて行事が中止となり、入居者の楽しみが無くなっている。また、他の老健施設からの入居者の減少により、収入が大幅に落ち込み経営面で大きな打撃となっている。 職員の相次ぐ退職で人手不足となり、派遣の人員で対応しており、今後が懸念される。 建物の老朽化、耐震不足で入居者、職員に安心、安全面で不安を与えている。 昨年8月、施設整備の方針案が現場から具申されたが、その後、公共施設の検討委員会では新築する方向性にあるようである。具申から1年が過ぎたが、中々進展が見られない。建物の耐震不足、老朽化が進む中で職員、入居者は安全面で不安を抱えながらの生活をしている。早期に対応してやらないと、もしも事故が発生した場合には、行政の責任を問われなくても限らないので、早期の対応が必要と考える。				○
郡	南 関 町	全課	各担当課において、新型コロナウイルスの影響で元年度末の事業・研修会等が中止となり不用額が増した。 2年度においては、その点を踏まえ計画的な事務執行を心がけると共に、早期に判断を行うことが必要である。 特に財政援助団体においては、コロナ禍による事業中止や変更への対応指導が必要であり、各団体内で十分協議したうえで、繰越し・補助金返還等の対応を行うことを、各担当課に指導するよう要請した。		○		
		全課	予算の流用・充用について、緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分配慮すべき点が考えられる。				○
		税務住民課	新型コロナウイルスや令和2年7月豪雨の影響で、令和2年度は特例として町税の徴収猶予、国民健康保険税の減免申請等により、徴収率の大幅な下落が懸念された中、ほぼ想定内の実績を納めているところであるが、しかしながら滞納額は依然として高額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
玉 名 郡	南 関 町	建設課	公共下水道事業特別会計が、令和3年度より企業会計へ移行するが、当町では初めてのことであるので監査においても慎重な対応を求める。	○			
		全課	コロナ禍や令和2年7月豪雨の対応、それに伴う臨時交付金・補助金の執行等今後も注意が必要。				○
	長 洲 町	まちづくり課	予算執行で減額流用後に同じ費目の増額流用が行われているものがあつた。予算執行の際は、慎重に精査・検討を行ったうえで執行し、不要な事務を増やさないように心がけること。			○	
		住民環境課	火葬炉点検業務委託（年間契約）の契約日が4月17日となっていたが、火葬炉については常時運営されているものであり、業務に支障を来すことのないよう途切れのない委託契約期間が望ましい。				○
		住民環境課	年度毎の契約関係綴において、複数年にわたる契約のものは起案文書の写しを都度添付し、担当者が変わっても経過年数等がすぐに把握できるようにしておく方が管理しやすいのではないか。	○			
		福祉保健介護課	購入した備品については備品伝票だけの保管ではなく、きちんと備品台帳へ記載し、適正に管理すること。	○			
		福祉保健介護課	施設管理について、所管する地域福祉センターの階段踊り場の壁やクロス等にクラックや汚れが目立っている。利用者の安心・安全を図り、気持ちよく利用していただくためにも対策が必要ではないか。				○
		下水道課 学校教育課	工事竣工関係書類については、事後においても重要な根拠書類となるものなので、日付や業者記入欄等に誤りや記載漏れ等がないよう十分確認し、整備・保管すること。		○		
		総務課	所管する施設における利用料の収納事務について、これまで誤り等は見受けられないが、確実性・信ぴょう性を担保する見地から、担当者の都合に合わせた形ではなく、毎週集金日を決めて収納するなど、ルールを定め実行したほうが良いのではないか。				○
菊 池 郡	大 津 町		特になし				
	菊 陽 町	契約事務に関する見直し	一部の予定価格の積算において、令和2年3月に改訂された「契約事務に関するマニュアル」に準拠されていない状況が見受けられるため、担当部署・職員への周知徹底及び研修等を実施し、積算の適正化、妥当性の確保に務められたい。		○		
		補助金交付の検証・見直し	一部の補助金交付に関する要綱・要領の制定がなされていないものが見受けられるため、公平性、透明性の確保に務められたい。		○		
阿 蘇 郡	南小国町	事務分掌	7月豪雨災害により、本町も甚大な被害を受けた結果、災害関連業務に従事する職員に業務の負担が新たに発生しており、時間外勤務や休日勤務に頼らざるを得ない状況となっている。土木技術職員を2名採用することになっており、改善されるのではないかとと思われるが、今後も担当職員の体調管理には十分気を付けて業務に当たっていただきたい。新型コロナウイルス関連業務や町の新たな取り組みが進められてきており、業務量増加に伴う適正な職員配置の検討を望む。	○			
		収入状況	滞納者本人への連絡がつかないものについて、家族などから連絡先などの情報収集をすることによって、実際に過年度分の収納に繋がった事例も発生しており、今後も積極的な徴収業務を行っていただきたい。				○
		工事関連	災害復旧工事をはじめ多くの事業が繰越になることが想定される。繰越手続きに漏れないよう、また、次年度以降の早期の完了を望む。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
阿 蘇 郡	南小国町	保育園関係	一部の納品書において、白消し（修正テープ等）を用いた訂正がなされていた。このような訂正は、どこで行われたかが明確にならず、後々支払い時に問題が発生しないとも限らない。今後訂正する場合は訂正印を用いるよう納入業者に指導徹底してもらいたい。				○
		学校関係	備品台帳への記載漏れが数件見受けられたため、今後そのようなことのないよう指導願いたい。 いずれの施設も、耐震化はなされているものの、老朽化による雨漏り等は深刻な状況といえる。教育の更なる充実のためにも、施設の計画的な対策を講じていただきたい。				○
		その他	コロナ禍で、消防団新人団員の訓練ができていない。火災のみならずあらゆる災害に消防団員の活動は不可欠であり、活動時の団員の統制は重要である。今後は、広域消防OBや消防団OBを活用した研修・訓練も検討すべきではなかろうか。				○
	小国町	全体	工事請負契約及び委託業務契約は、時系列をもってファイリングすること。				○
		情報課	C S番組内容の検討を早急に求める。				○
		産業課	①有害鳥獣駆除事業補助金において260万円予算化しているが、必要があれば駆除の拡充のため、増額も必要と考える。 ②狩猟者の育成に必要ながあれば、予算化すること。				○
		建設課	工事等の完成写真において、場所の位置や撮影の時間帯については、施行前後で比較できるように提出すること。				○
		福祉課	①人間ドック健診は更なる周知徹底をはかること。 ②がん検診において精密検査を有する者に対し、受診率100%を目指すことを求める。				○
		保育園	添付書類の不備が多々みられるため、改善を求める。				○
	産山村	全課	入札のうち、プロポーザル方式により委託を発注しているが本年度は、新型コロナウイルス感染症により、業者から技術提案書のみ提出で企画書の説明については、省略している。 また、公募については、公募期間が2週間と短いため、少数の業者しか参加がないため、公募期間については、十分に余裕をもって今後おこなうこと。		○		
		企画振興課	ホームページについて、村をアピールする場として、大変重要であるため、現在のホームページの内容について、もう一度精査し、早急な改善を取り組まれない。		○		
	高森町		特になし				
	南阿蘇村		特になし				
	西原村		特になし				
上 益 城 郡	御船町	税務課	令和元年度～2年度にかけ発覚した課税漏れについて、現状の把握及び適切な対応、再発防止策を求める。				○
		全課	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ流用が多くみられた。財務規則で認められている行為ではあるが、原則補正予算など議会の議決をもって変更・執行いただきたい。				○
	嘉島町	建設課	町営住宅使用料の未収額について、更なる徴収の強化に取り組むこと。				○
	益城町	財務に関する事務の執行について	合理的かつ効率的な予算の執行はもちろんのこと、将来を見据えた多角的な分析に基づく財政計画を期待する。				○
		経営的事務の執行について	事業を計画的、効率的に進めるとともに、国・県及び関係機関とさらなる連携を図り、今まで以上の財政確保の強化と経営的事務における創意工夫に努めること。また、指定管理者制度について、指定管理者等と十分な連携を取りつつ、効果的、効率的な運営を心掛けること。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
益 上 益 城 郡	益 城 町	復旧事業等の進捗状況について	仮設入居者の自宅再建を早めるために土地区画整理事業、宅地復旧工事等の早期完了が望まれており、そのために県や関係機関、事業者と連携しながら、事業の推進に努めること。 自治公民館の補助事業について、補助済のもと不公平にならぬよう配慮しつつ、義援金の趣旨に沿った運用規定を検討すべきである。				○
		備品等の管理状況について	今春予定されている組織改編や、数年後の本庁舎復帰を念頭において、備品管理の精査に対応できるものから速やかに着手すること。また、パソコンの廃棄について、適正な処分を行い、データの流出等が無いように注意すること。				○
		入札・契約事務について	現在行っている従来型とは異なる新たな方式による入札・契約事例の記録を作成し、改善すべき課題等を整理して、次世代職員への継承を図ること。				○
		職員の時間外勤務状況について	職員の健康を守り、ワークライフバランスを図る上でも、業務の平準化や、補完人材の育成・確保、課を超えた横断的な業務への取り組み等を推進すること。				○
		協議会等現金取り扱いについて	取り扱い通帳の名義が会計担当者となっているものがいくつか見受けられたので、届出印（団体印）に合う協議会等代表者名に改めることを検討すること。それとともに通帳・印章の取り扱い・保管についても再度確認すること。				○
		新型コロナウイルス感染症の対応等について	ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、様々な行政課題、地域課題に対しては、全庁的に取り組み、柔軟な発想で臨むこと。				○
	甲 佐 町	随意契約について	委託契約件数345件中260件が随意契約となっているが、施工伺い時に、様式が定められた様式どおりになっていないものが見受けられた。随意契約については事務マニュアルが作成してあり、それに基づいた手続きを指導して欲しい。		○		
		庁用自動車の管理について	庁用自動車を使用したいときには、日誌に記録することになっているが、記録漏れがあると思われるものや、給油記録がないものが見受けられた。		○		
		庁用自動車の管理について	庁用自動車管理規則で定める様式と現在使用されている様式が一致していない。庁用自動車管理規則の見直し及び、規則に準じた管理を行って欲しい。				○
		フィットネスセンターの集団プログラムについて	町の諸検診で、課題がある人を対象に、個々に応じた目標を掲げたプログラムを実施するとともに、参加しやすい環境を整えてもらいたい。それが町民の健康増進ひいては、医療費削減に繋がるよう、成果を意識して取り組んで欲しい。		○		
		学校の備品管理について	今回備品の管理について、小学校2校を対象に監査を実施したが、備品の管理が不十分であった。教育委員会においては、各学校長を通じて適切な備品管理を指導してもらうとともに、進捗状況を管理していただきたい。		○		
山 都 町	山 都 町	蘇陽支所	作業訓練室の一角が雨漏りにより腐食しているの、早期の修繕をお願いしたい。		○		
		山の都創造課	そよ風パークのレストランにおいて、雨漏りによる絨毯の悪臭が発生しており、原因を調査し、早急に対策を講じられたい。		○		
		山の都創造課	猿ヶ城キャンプ村に関して、来期の開村に間に合う復旧に向け、しかるべき措置を講じられたい。				○
		学校教育課	教育用タブレットについて、町の事務の不備により熊本県の第1回共同調達入札に参加できなかった。今後このようなことがないように、十分注意されたい。	○			
八 代 郡	氷 川 町	共通事項	時間外労働の削減については、昨年の指摘以降、減ってはいるものの、未だ20時以降の残業も多い。また、休日の執務については、時間管理されていないため、なるべく行わないようにしていただきたい。今後も、職員の健康管理のためにも「時間外労働の削減」「労働時間の管理」等、注意深く見守っていただきたい。	○			

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
代 郡	氷 川 町	共通事項	切手の受払簿について、様式が統一されておらず、現在数が確認し難いものがあった。様式統一を総務課長指導で、適正に管理されたし。		○		
		総務課	以前より指摘の氷川町個人情報保護条例第6条（登録対象事務の登録及び閲覧）に基づく登録簿については、作成されていないとのことであるが、条例に定めてある以上は作成する必要があるのではないか。				○
		農地課	排水機場の運転・点検日誌について、見回りであっても点検内容を記載すべき。また、機場ごとに様式が異なるため統一できないか。	○			
		農地課	農地転用の伺い書に対象者の氏名の記載がなかった。	○			
		地域振興課	立神峡公園管理において危険箇所の点検及び報告書作成を願いたい。		○		
		農業振興課	道の駅については、朝礼は毎日必要ではないか（接遇等）また、売り場のレイアウト等についても、検討すべきではないか。 商品の入荷等についても、午後からは販売棚に商品が少ないため、売上が伸びない状況と思われる。				○
		建設下水道課	昨年度も指摘を行ったが、町営住宅使用料、駐車場料金、下水道使用料、下水道分担金の不納欠損に注意を払い、徴収方法など計画的に対策を立て公平性を保つよう、今後においても努力されたし。		○		
北 郡	芦 北 町		特になし				
	津 奈 木 町	総務課	宅地造成事業特別会計においては、平成19年の販売開始から、61区画中15区画は販売が完了されている。 残り46区画は、7月豪雨災害の被災者に対する応急仮設住宅として4区画が限定的に使用されている状況ではあるが、現状のままで完売までに相当の期間を要すると思われる。 販売促進に向け、既に助成金制度は設けられているところではあるが、新たな助成金制度等を加えるなど、早期の完売に向けた更なる努力を望むものである。				○
		住民課	徴税や国保税の滞納者については、法に則り、きちんとした滞納処分を行い、善良なる滞納者との区別をし、不公平なきようされたい。 滞納額の徴収については、厳しい状況下にあることは承知しているが、職員一丸となって周知なる計画を立て、他課の職員との協力を得て最善の努力をされたい。 滞納者の増加が懸念されるので、増加することのないよう納税の口座振替の推進を含め、滞納防止のための施策を一層強化されたい。				○
		政策企画課	ふるさと納税に関し、昨年度よりインターネット等を利用し、返礼品の種類も多くなり寄付金額も増加している。 今後も、様々な機会をとらえ周知活動を実施し、多くの返礼品を通じ、地域産業の掘り起こし、所得の向上等に寄付すればと望むものである。				○
		振興課	本年度は、災害等対策のため、関連事業が集中している。 未だ執行が済んでいない事業については、事業の必要性・優先性を鑑み、計画的に事業遂行を図っていただきたい。 特に優先順位が高い事業については、早急に発注を済ませることで年度内の事業完了に努め、工期延長や繰越事業にならないよう滞納防止のための施策を一層強化されたい。		○		
		振興課	町内において、イノシシ等の有害鳥獣の増加に伴い、農作物の被害が増加している。 電気柵設置の補助・有害鳥獣捕獲報奨金の制度はあるが、増加原因の一つとして人口減少、高齢化に伴う耕作放棄地の増加が考えられる。 今後は、耕作放棄地がますます激増と思われるため、早めの対策を望むものである。		○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
韋	津奈木町	振興課	災害等対策に関する対応として、職員の仕事量が非常に増大し、長時間労働の傾向にある。 復旧・復興には、これからも相当な期間を要すると思われるため、管理職員は所属職員に対し業務量の把握を行ったうえで、定期的なヒアリング等を実施し、健康障害が発生することがないように健康管理に十分な配慮を望むものである。	○			
球 磨 郡	錦 町		特になし				
	あさぎり町	全課	7月豪雨への対応 想定を超える豪雨に対するマニュアルの策定・物資の支援について企業との連携を。また、工事等の迅速な対応を。				○
		全課	新型コロナウイルスへの対応 感染防止対応には最大限の注意をし取り組みを。 発生した場合の対応策及び感染者やその家族への人権的配慮にも強く取り組みを。 守秘義務に配慮したうえでの、テレワークやオンライン会議の導入等の検討を。				○
		全課	年次休暇等の取得（働き方改革） 職員の年次休暇及び夏季休暇の取得ができていない職員が一定数以上いる。メリハリのある働き方を。管理職は部下職員の状況に配慮を。休暇が取得できない事務状況であれば、早期に仕事のスクラップアンドビルドの取り組みを。				○
		全課	事務の見直し いくつかの課で事務見直しのため大学及びコンサルタント企業による各種事務の診断が行われている。来年度以降の事務に生かされるよう、確実な対応を。また、他課への参考となる事項については、情報の共有化を。				○
		全課	物品管理 各学校では、新規購入物品の管理において、写真での現物の管理がされており、引継ぎ時等において大変役立っている。適切な物品管理につながることから、各課においても検討を。		○		
		全課	未納者・滞納者への対応 税金、利用（使用）料金の滞納・未納者について丁寧な説得と、厳正な対応（処分、使用停止等）をし、納税者（支払者）との公平さが損なわれないようにしていただきたい。				○
		総務課	出勤簿の取扱要領（記載方法等）統一した基準の策定を。		○		
		総務課	消防関係 消火栓の蓋が開くか定期的な点検を。防火水槽内へ土砂等が浸み込まないよう対応を。ポンプ車の不具合の早急な修理を。消防詰所のアンペア等の統一の検討を。				○
		総務課	人事評価の結果反映の早期の確実な導入を。				○
		町民課	マイナンバーカードの普及拡大に努めていただきたい。				○
		教育課	学校 薬品管理・備品管理・バリアフリー対策・施設の改善・ICT活用・通学路の安全対策について緊急性を見極めながら適切な対応を。				○
		教育課	給食センター 施設の資産の老朽化があり、更新計画を立て給食停止が生ずることのないようにしていただきたい。		○		
		農林振興課	国営川辺川土地改良事業の負担金について対象農家（又は相続人）に対して丁寧な説明と理解を得るようにしていただきたい。		○		
		生活福祉課	ヘルシーランドの指定管理団体に対して新型コロナウイルス対応マニュアルの的確な設定と確実な実施の指導を。	○			

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・ 未回答他
球 磨 郡	あさぎり町	生活福祉課	障がい児通所施設 ケアの必要な人が適切に利用できているのか、利用日数等を日頃から注視して対応を。		○		
		高齢福祉課	要介護者台帳の登録 要介護者台帳の登録については、今回の豪雨をきっかけとして、積極的に対象者への同意を求めて、登録数の増員を図っていただきたい。	○			
		高齢福祉課	障がい者認定審査会等の報酬 審査委員の職業が医師とそれ以外の方でも同額となっている。早期に職業別の報酬額の妥当性も視野に入れた検討を。				○
		高齢福祉課	家族介護用品支給事業 家族介護用品支給事業が地域支援事業から外れることから、町独自での支援の検討を。	○			
		上下水道課	上下水道設備 水不足の地域が発生している状況であり今後水源地別に有収率等を見極めながら、設備改修・施設再編の検討を。		○		
		建設課	町営住宅の維持・管理 長寿命化計画に則りつつも、建設・解体についてもしっかりと検討を。		○		
	多良木町	総務課	デジタル化された防災行政無線の個別受信機に関しては、着実に全戸聞き取りができるかの確認をされたい。				○
		総務課	危機管理の観点から、庁舎内での防災訓練を今後検討されたい。				○
		企画観光課	一般財団法人たらぎまちづくり推進機構が設立され、人材育成・関係人口創出事業や商品高度化事業などを計画されているようである。将来を見据えた具体的なプランを示したうえで、企画観光課を中心に各課連携してバックアップにあたられるよう努められたい。	○			
		健康保険課 教育振興課	多良木町をPRする観点からも、健康・保険課、老人会等と連携し、「公式ワナゲ」の普及に尽力されたい。				○
		教育振興課	学校の防犯カメラについては各学校1台ずつ設置されたが、校舎裏や死角になるようなところにも設置すべきと考える。各学校長への聞き取りを行い、必要台数を総務課と協議し対応されたい。また、「防犯カメラ作動中」のステッカーを貼ることで犯罪抑止になるので、併せて検討されたい。				○
湯 前 町	湯 前 町	財産管理事務 について	物品出納通知者を異にして、物品の貸出しが長期間にわたって行われている事案が見受けられた。長期間の貸出しを予定している場合等については、貸出し後に物品の所在が不明になることもあり得ることから、その期末を備品台帳等に記載しておくなど、所在の記録を徹底されたい。		○		
		預託金の運用 について	町の預託金貸付については、湯前町預託金貸付要綱に基づき運用がなされているが、現在では要綱制定当初の目的を達成していると思われるため、制度自体の見直しを検討されたい。		○		
		契約事務 について	委託契約書等において、暴力団等排除措置の項目を設けていないものが多数見受けられた。これは、湯前町暴力団等排除措置要綱第11条において定められているものであり、早急な対応を講じられたい。		○		
		契約事務 について	随意契約において、地方自治法施行令の適用条文の錯誤が数件見受けられた。それらは、施行伺い起案の時点で起こっており、再発防止には担当のみならず、課全体で取り組まれたい。		○		
		契約事務 について	公共工事請負契約書において、項目外注記の工事受注者名の記入漏れが見受けられた。受注者が町独自の契約書を使用し作成した場合、同じような記入漏れが起こり得るため、所管課においての内容チェックを徹底されたい。		○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・ 未回答他	
球	湯 前 町	契約事務 について	契約保証金において、契約締結の際は湯前町財務規則第54条の規定により運用がなされているが、同規則第54条第1項第5号に規定されている「少額」の判断基準が統一されていない。また、この「少額」の判断基準を、内規により300万円として運用している課もあるが、明確な規定等がないため、前述のようなことが起こっていることも考えられる。全庁的な共通認識とするためにも、基準を明文化されたい。		○			
		契約事務 について	公共工事請負契約等において、契約保証金については、湯前町財務規則第54条第1項各号に該当する場合は、その全部又は一部を納付させないことができるとなっている。その中で、同規則第1項第1号に該当した場合の契約書「6 契約保証金」の記入方法が、空白にしている課もあれば、金額を記入している課もあり、各課で相違がある。「免除」と記載するなど、全庁的に記入方法の統一化を図られたい。		○			
	水 上 村	総務課	消防団員の報酬について、分団から班へ支出した報酬については各班の管理に委ねられ、監査機能が働いていない班もあるようなので各分団の監事が定期的な確認をするような対策が必要ではないか。		○			
		小学校	備品台帳について、廃棄の処理がなされていないものが見受けられた。		○			
	相 良 村		特になし					
	五 木 村		特になし					
	山 江 村	全課	工事請負・業務委託について ○随意契約を行う場合は必ず根拠法令を記載すること。 ○委託期間と実際の契約書の委託期間に相違があった。 ○書類の綴じ込みが一元化されていないものがあった。		○			
	磨	球 磨 村	復旧復興課	生活再建事業については、関係課と連携を密にし、申告漏れがないように。	○			
			復旧復興課	住民が安心できる情報提供をお願いする。	○			
			総務課	使用料については滞納者の増加と滞納額の増加につながるよう徴収計画を作成し、確実な未納の解消に努めること。		○		
総務課			人事評価は、職員がやる気の出る人材育成指導につながるようお願いする。また、評価者の資質向上と客観的な評価に努めること。		○			
総務課			区長文書は手渡しできるものは別にし経費節減に努めること。		○			
総務課			防災協力隊の身分の位置づけを再確認すること。		○			
ふるさと創生課			事業の効果を検証しながら推進に努められたい。				○	
ふるさと創生課			人事評価は、職員がやる気の出る人材育成指導につながるようお願いする。また、評価者の資質向上と客観的な評価に努めること。				○	
ふるさと創生課			地域おこし協力隊同士の意見交換、情報交換を開催しながら事業の推進をすること。				○	
ふるさと創生課			新型コロナウイルス助成金の受給者の方よりがみられるが公平に活用できるよう周知方法の検討を。				○	
ふるさと創生課			地域活性化を目的とした団体については、事業内容を精査しながら効果的、効率的な事業の遂行に努めること。				○	
税務課			村民の正確な所得の把握と適正な課税に努めること。				○	
税務課			併任徴収など連携、協力体制を強化しながら、分納誓約や確実な約束による滞納の解消に努力をお願いする。				○	
税務課			災害後の固定資産の状況把握を行うこと。				○	
住民福祉課			戸籍等の重要な個人情報の漏えい防止に特段の配慮を図ること。	○				
住民福祉課			高齢者の孤独死がないよう関係機関と連携を図り防止に努めること。	○				

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球磨郡	球磨村	住民福祉課	介護保険料、保育料の滞納解消に努力すること。	○			
		保険医療課	村民の地域ごとの疾病の特徴を分析し、生活指導や食生活に結びつけることができないか検討をお願いする。	○			
		保険医療課	新型コロナウイルス感染の予防対策を図るとともに、予防に対する啓発に努めること。	○			
		生活環境課	災害に関する情報はできるだけ住民へ情報発信してください。				○
		生活環境課	災害ゴミ処理計画は実用性のある計画となるよう見直しを行うこと。				○
		産業振興課	農地の復旧については、所有者の意見を聞き進めること。				○
		産業振興課	農業施設の被災については、建設課と情報共有して進めること。				○
		産業振興課	農業の高齢化と後継者不足は大きな問題である、行政が先駆的立場で方向性を検討しながら今度農業振興に努めるようお願いしたい。				○
		産業振興課	奨励作物の推進については、生産者の育成及び栽培指導をすること。				○
		産業振興課	森林環境譲与税交付金を、林業の振興対策に効果のある使途に努めるようお願いする。				○
		建設課	河川災害と併せて、山間地の災害防止も取り組むこと。		○		
		建設課	道路の維持管理、安全確認をお願いする。		○		
		教育委員会	スクールバス運転業務委託については、その委託方法、委託先など危険管理上の対応を含めて再検討すること。		○		
		教育委員会	児童・生徒の登下校を含む安全対策について、地域と連携を図りながらお願いする。		○		
		教育委員会	学校費の予算執行は、学校と連携を取りながら計画的な執行と、物品の必要量の精査をお願いする。		○		
		議会事務局	議会に関する事務「総務」「議事」「調査」が円滑に遂行されるよう万全を期されたい。		○		
大分県	荅北町		特になし				
指 摘 件 数			163	34	47	1	81

(注) 定期監査の結果に関する報告(法第199条第9項)における監査指摘事項のうち、主なものについてその監査対象、指摘事項の内容、是正状況を回答。

17. 地方自治法第199条第10項の意見提出の事例

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

町 村 名	要 旨
美 里 町	<税務課> 軽自動車税、町民税、固定資産税については、それぞれ多額の滞納額が発生している。長期化すると固定化し、不納欠損処理が避けられなくなる。早め早めの対応をされたい。 <経済課> 新規就農者へのサポートについては、町、J A、先輩農家等就農者の経営に沿った支援体制の構築を検討されたい。 <建設課> 町営住宅使用料の滞納者については、顧問弁護士とも相談して長期化しないよう対処されたい。 <福祉課> 湯の香苑の介護用大型風呂は再利用の可能性が無いのであれば廃棄処分を早急に行い、現設置場所の有効利用を検討されたい。 <社会教育課> 小学校部活の社会体育化で体育離れが加速している。始まったばかりの制度なので実態を把握されたい。 <林務観光課> 「みどりかわ湖どんと祭り」については、準備への職員の協力負担が大きく、通常業務への支障も懸念されることから主催者側と協議されたい。 <企画情報課> 空き家対策については、不動産会社など専門的な機関との連携を含め積極的に取り組まれたい。 <水道衛生課> 合併浄化槽の普及率を上げるためにも、定期的に行われている町内河川の水質調査結果の公表と併せ、合併浄化槽の有効性を説明して未設置者の理解を深められたい。 <学校教育課> 中学校統合は将来の生徒数の推移から見ても避けられず、今後少人数になると町外の中学校への入学を考える人も増えると思われる。遅滞なく統合に向けて検討されたい。 <総務課> 町有地に未登記の土地がかなりある。所有者がはっきりしている案件については登記を進められたい。職員による不祥事が県下でも後を絶たない。すべての業務について「業務手順書」の策定を検討されたい。
苓 北 町	【共通事項（該当課・委員会）】 ・予算の執行については、優先順位を年度当初に設定し、適宜執行されたい ・公文書管理を含めた、役場庁舎・保健センターの整理整頓に努められたい ・行政区区長からの行政通信については、各課とも優先順位を付け、適正ですみやかな処理を望む ・苓北町出身著名人の利活用（ふるさと納税・企業誘致・情報発信等）を検討されたい 【総務課】 ・ふるさと納税については、柔軟な発想により、取り組みを強化されたい ・消防設備（消火栓、防火水槽等）の維持管理について緊急時に支障をきたさないよう日頃から良好な維持管理に努められたい 【税務住民課】 ・滞納金の徴収について、その努力を認めるが、町財政確保と負担の公平性を図るうえからも積極的な取り組みに引き続き努められたい ・令和2年4月から苓北町における納税等の方法が大きく変わる。このことに伴う事務処理の変更、それに伴う義務的経費支出の変化について、事前に充分精査し、遺漏なきよう対処されたい 【企画政策課】 ・「町の情報」に対する発信力を高め、PRにさらに努められたい ・庁舎や各公共建物、道路・水道・下水道等のライフラインの老朽化など公共施設に対する適切な対応をはじめとした今後の行財政の執行には、細心の配慮が必要であるとする 【土木監理課】 ・町有（遊休）財産の効果的な売り払いに、さらに努められたい ・道路維持について、さらに努められたい

17. 地方自治法第199条第10項の意見提出の事例

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

町 村 名	要 旨
苓 北 町	【福祉保健課・健康増進室】 ・滞納金の徴収について、不納欠損が生じないよう、鋭意努められたい ・熊本県として広域化された国民健康保険制度における、苓北町のその保険税率については、引き続き注視されたい 【水道環境課】 ・有収率向上を確認した、今後も引き続きその向上に努められたい 【農林水産課】 ・堆肥センターについては、原料となる、牛糞の回収量に留意し、資源循環型社会の保持に引き続き努められたい ・藻場再生と養殖漁業の推進にその効果実証を含め、引き続き努められたい ・イノシシ・タヌキ等の有害鳥獣駆除の強化にさらに努められたい 【商工観光課】 ・地域おこし協力隊を導入されるとのこと、そのことにより「町の観光情報」に対する発信力を高め、PRにさらに努められたい 【会計課】 ・歳計現金・基金について、より有利な保管・運用方法を引き続き検討されたい 【教育委員会】 ・児童数が減少する中での、小学校の統合について検討されたい

18. 行政監査（地方自治法第199条第2項）の事例
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

町 村 名	回 数	所要日数	監 査 対 象	理 由
和 水 町	1 回	12日	・ 各課等における事務 ・ 庶務全般 （支出負担行為、支出命令書、契約書等の監査）	和水町の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が遂行できているか。
御 船 町	1 回	11日	・ 人員配置（職員配置の適正化） ・ 事務事業の見直し ・ 職員年次休暇取得状況及び時間外勤務状況	事務の執行が適正に行われているか、最小の経費で最大の効果があげられる環境にあるか、また、職員の勤務状況を把握し、監査するため。
益 城 町	1 回	8日	・ 組織体制及び事務分掌 ・ 職員年次有給休暇等取得状況（参考：時間外勤務時間数）及び非常勤・臨時職員雇用状況	・ 職員配置等の適正化の観点から。 ・ 監査計画により定期監査と併せて行政監査を実施すると定めている。

19. 特別監査の事例（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

◎住民監査請求（法242）

町 村 名	件 数	所要日数	内 容	結 果
あさぎり町	1	6	1 町が滞納対策に行った交付要求は、動産執行妨害に当たり違法であり不当である。 2 1に関する滞納は、職員の滞納税金の徴収懈怠である。 3 監査委員から町に返還するよう勧告された訴訟費用を町長は訴訟代理人に要請し納入したことは違法であり不当である。 4 公印が複数あるので監査と予防又は是正等の措置を求める。	却 下

◎職員賠償責任監査（法243の2③等）、議会の要求による監査（法98②）、直接請求監査（法75）、指定金融機関等監査（法235の2②等）、長の要求による監査（法199⑥）は事例なし。

20. 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

郡名	町村名	指 定			未指定	未指定町村の収納事務取扱金融機関				
		銀行	農協	指定年月日		銀行	農協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町		○	H16.11.1						
玉名郡	玉東町				○	○	○			
	和水町	○		H18.3.1						
	南関町	○		S58.4.1						
	長洲町	○		H12.4.1						
菊池郡	大津町	○		S60.6.1						
	菊陽町	○		S59.4.1						
阿蘇郡	南小国町	○		H10.4.1						
	小国町	○		H20.9.1						
	産山村				○	○	○			
	高森町	○		H13.4.1						
	南阿蘇村	○		H17.2.13						
	西原村	○		H14.4.1						
上益城郡	御船町	○		H13.4.1						
	嘉島町				○	○	○	○		○
	益城町	○		H6.4.1						
	甲佐町	○		H28.4.1						
	山都町	○		H17.2.11						
八代郡	氷川町	○		H28.10.1						
葦北郡	芦北町		○	H17.1.1						
	津奈木町				○	○	○	○		
球磨郡	錦町		○	H18.7.1						
	あさぎり町		○	H16.4.1						
	多良木町	○		H7.4.1						
	湯前町				○	○	○		○	○
	水上村				○	○	○		○	
	相良村	○		H23.4.1						
	五木村	○		H21.1.6						
	山江村	○		H19.10.1						
天草郡	球磨村				○	○	○			
	苓北町		○	H9.10.1						
合 計		19	5		7	7	7	2	2	2

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含めている。

○指定金融機関を指定している町村の指定代理金融機関、収納代理金融機関

郡名	町村名	指定代理金融機関		収 納 代 理 金 融 機 関				
		銀 行	農 協	銀 行	農 協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町			○				
玉名郡	玉東町							
	和水町			○	○			
	南関町			○	○			
	長洲町			○	○	○		
菊池郡	大津町	○		○	○	○	○	
	菊陽町	○		○	○	○	○	○
阿蘇郡	南小国町	○		○	○			
	小国町			○	○			
	産山村							
	高森町			○	○		○	
	南阿蘇村	○		○	○		○	
	西原村			○	○	○		
上益城郡	御船町	○		○	○	○		
	嘉島町							
	益城町	○		○	○	○		
	甲佐町			○	○	○		
	山都町	○		○	○		○	
八代郡	氷川町	○		○	○		○	○
葦北郡	芦北町			○		○		○
	津奈木町							
球磨郡	錦町			○		○	○	○
	あさぎり町			○			○	○
	多良木町			○	○		○	
	湯前町							
	水上村							
	相良村	○		○	○	○		○
	五木村	○		○	○	○		
	山江村	○		○	○			○
	球磨村							
天草郡	苓北町			○		○	○	
合 計		11	0	24	19	12	10	7

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高の 確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
		原則として 毎月〇日	検査日 の前日	前月の 末日	検査日の 〇日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都度 証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書 のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
下益城郡	美里町	下旬		○			○					○	
玉名郡	玉東町	10		○			○			○			
	和水町	15	○				○			○			
	南関町	15		○			○			○			
	長洲町	10		○		公営企業 については前月の 下旬	○			○			
菊池郡	大津町	20～末日		○			○			○			
	菊陽町	15～25		○			○			○			
阿蘇郡	南小国町	15		○					○	○			
	小国町	15		○			○			○			
	産山村	20～25		○			○			○	○		
	高森町	20		○			○					○	
	南阿蘇村	22		○					○	○			
	西原村	10				検査日 当日 8:20～	○			○			
上益城郡	御船町	15～20		○			○			○			
	嘉島町	15～20	○						○	○			
	益城町	20～25	○				○			○			

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高の 確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
		原則として 毎月〇日	検査日 の前日	前月の 末日	検査日の 〇日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都 度証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書 のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
上益城郡	甲佐町	16、17	○					○		○			
	山都町	15～22		○					○	○			
八代郡	氷川町	10		○			○			○			
葦北郡	芦北町	5～10			2		○			○			
	津奈木町	12	○				○			○			
球磨郡	錦町	11		○			○			○			
	あさぎり町	12		○			○			○			
	多良木町	20		○			○			○			
	湯前町	12	○				○			○			
	水上村	5	○				○			○			
	相良村	8～18		○				○		○			
	五木村	20～25		○			○					○	
	山江村	15	○				○			○		○	
	球磨村	15	○						○			○	
天草郡	苓北町	21		○			○			○			
合 計			9	20	1	2	24	2	5	27	1	5	0

22. 外部監査に関する調

外部監査に係る条例を制定している町村はない。

23. 令和2年度先進地調査の実施状況

郡・町村名	調査地	時期	所要日数	主 なる 研修 項目
				該当町村なし

24. 監査手続に関する調（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

①学識経験者等からの意見聴取（法第199条第8項）事例

（なし）

②住民監査請求における陳述の聴取を行う場合の立会い（法第242条第7項）事例

（なし）

25. 監査専門委員に関する調（法200条の2）

監査専門委員を設置している町村はない。

26. 内部統制に関する調（法150条の2）

内部統制を導入している町村はない。

27. 議会による権利放棄に関する調（法242条の10）

町 村 名	内容
	該当町村なし

28. 免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調

町 村 名	内 容
益 城 町	法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1) 町長 6 (2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4 (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2 (4) 職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

29. 新型コロナウイルス感染症の対応（任意回答）

町 村 名	内 容
南 関 町	監査時には各担当課最少人数での対応を依頼。 監査室内に、感染防止ビニールシートとアクリル板、手指消毒剤の設置。 休憩時には換気を行う。
長 洲 町	監査委員事務局室での監査は、机上に飛沫防止パネルを設置し、常時窓を（気候に合わせて5cm～20cm以上）開けて実施したほか、空気清浄機能付き備品を購入した。また、各施設に出向いての監査も窓やドアを開けて実施できるよう協力を求めた。
菊 陽 町	常時窓を開放して換気を行って監査を実施した。
南小国町	保育園の監査は現地に行かず、庁舎で行った。 監査を行う机上にパーテーションを設置した。
小 国 町	パーテーションを設置し実施した。
南阿蘇村	決算及び定期監査による執行部からの説明員を適宜後退させ密を避けた
御 船 町	執務室を監査委員室から広い会議室に一部変更し監査を行った
益 城 町	定期監査時に各課に新型コロナウイルス感染症の補助事業や対応等の確認をした
芦 北 町	換気等の対策を行い必要最低人数で実施した
津 奈 木 町	マスクの着用、手指のアルコール消毒の徹底、監査委員室の室内換気（1時間に1回程度）入庁時の体温検測、監査報告会（講評）等における人数制限（40名程度→20名程度）
五 木 村	手指消毒、マスク着用、検温、定時の換気の実施
苓 北 町	3密を避けるために監査等を監査委員室ではなく、より広い会議室を使用し換気に気を付けて行った。